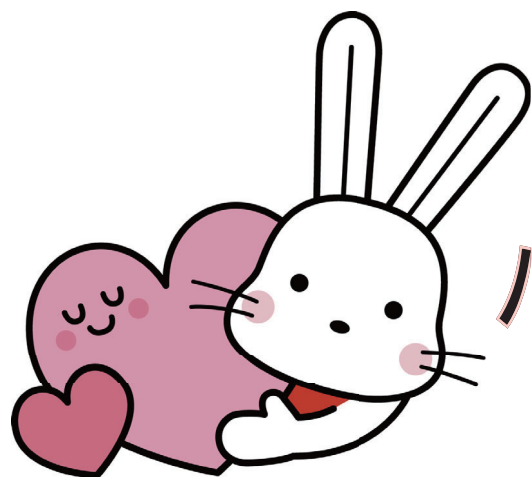
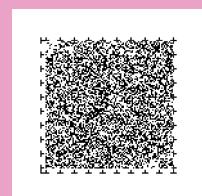




福島市 バリアフリー基本構想 ～中心市街地～

令和5年3月
福島市



目次

第1章 バリアフリー基本構想とは

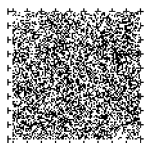
1-1. バリアフリー基本構想策定の目的	1
1-2. バリアフリー基本構想の位置づけ	2
1-3. バリアフリー基本構想策定の流れ	3
1-4. バリアフリー基本構想の計画期間	4

第2章 バリアフリー基本構想策定地区の選定

2-1. 福島市におけるバリアフリーの基本方針	5
2-2. 移動等円滑化促進地区	7
2-3. バリアフリー基本構想策定地区の選定	8

第3章 重点整備地区等の設定

3-1. 重点整備地区とは	13
3-2. 重点生活関連施設・重点生活関連経路の設定	14
3-2-1. 重点生活関連施設・重点生活関連経路の設定要件	14
3-2-2. バリアフリーのニーズ把握	15
3-2-3. 重点生活関連施設・重点生活関連経路の設定	17
3-3. 重点整備地区の設定	21
3-3-1. 重点整備地区の設定要件	21
3-3-2. 重点整備地区の設定における方向性	21
3-3-3. 重点整備地区の設定	22
3-4. 中心市街地の現状把握	23
3-4-1. 福島市交通バリアフリー基本構想における取組状況	23
3-4-2. まち歩き点検	26



第4章 特定事業・その他の事業

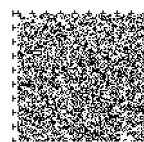
4-1. 特定事業・その他の事業について	27
4-1-1. 「特定事業」の内容	28
4-1-2. 「その他の事業」の内容	29
4-2. 中心市街地におけるバリアフリーの整備方針	30
4-2-1. ハード面における特定事業・その他の事業	31
4-2-2. ソフト面における特定事業・その他の事業	44

第5章 基本構想の推進に向けて

5-1. 基本構想の推進に向けた取組	53
5-2. 基本構想推進体制の継続	54

資料編

1. 福島市バリアフリー基本構想の策定経過	資料 1
2. 福島市地域公共交通活性化協議会	資料 2
3. バリアフリー基本構想検討分科会	資料 9
4. 福島市バリアフリー基本構想庁内検討委員会	資料 13
5. アンケート調査・ヒアリング・ワーキンググループ	資料 16
6. まち歩き点検	資料 23
7. 用語集	資料 35



第1章 バリアフリー基本構想とは

1-1. バリアフリー基本構想策定の目的

本市では、官民一体となったソフト・ハード両面のバリアフリーを推進するため、294の企業・団体など（令和5年2月末現在）で構成する「バリアフリー推進パートナー※1」と共にバリアフリー推進パッケージ※2に取り組んでいます。

また、令和3年6月には、本市全域におけるバリアフリー化の方針を示した「福島市バリアフリーマスタープラン」（計画期間令和3～7年度）を策定し、基本理念である「誰にでもやさしいまちふくしま」の実現を目指しています。

<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/toshikei-keikaku/machizukuri/toshikekaku/plan/fukushimasitoshimasutaaplan.html>

バリアフリー基本構想はマスタープランで設定した移動等円滑化促進地区※3について、旅客施設を中心とした地区や、高齢者・障がい者等が利用する施設が集まった地区を「重点整備地区」と位置付けて、公共交通機関・建築物・道路・路外駐車場・都市公園・信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために作成するもので、重点整備地区における移動の連続性の観点から「面的・一体的なバリアフリー化」を図ることを目的としたものです。

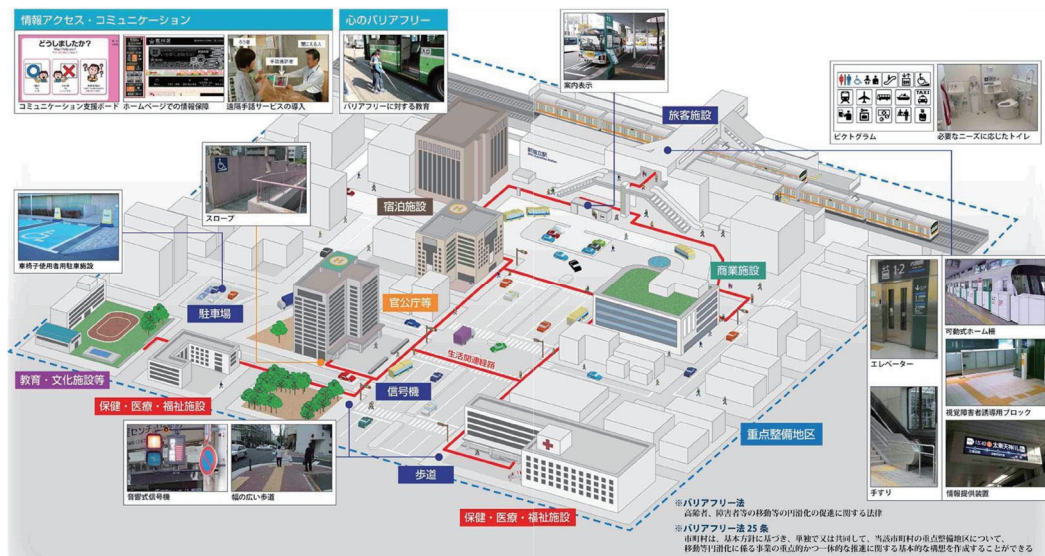


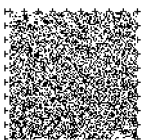
図 重点整備地区のイメージ

出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン[国土交通省]

※1 バリアフリー推進パートナー：バリアフリーの推進に関する市の取組の趣旨・目的に賛同し、連携・協力いただける民間事務所や団体のこと

※2 バリアフリー推進パッケージ：官民一体でバリアフリーを実践することで「誰にでもやさしいまちふくしま」を実現し、次世代へつないでいくことを目標として市が取り組む事業のこと

※3 移動等円滑化促進地区：バリアフリー法に基づく促進方針に定める地区
バリアフリー化を促進すべき地区として市町村が定めるもの

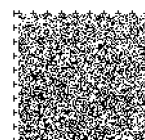
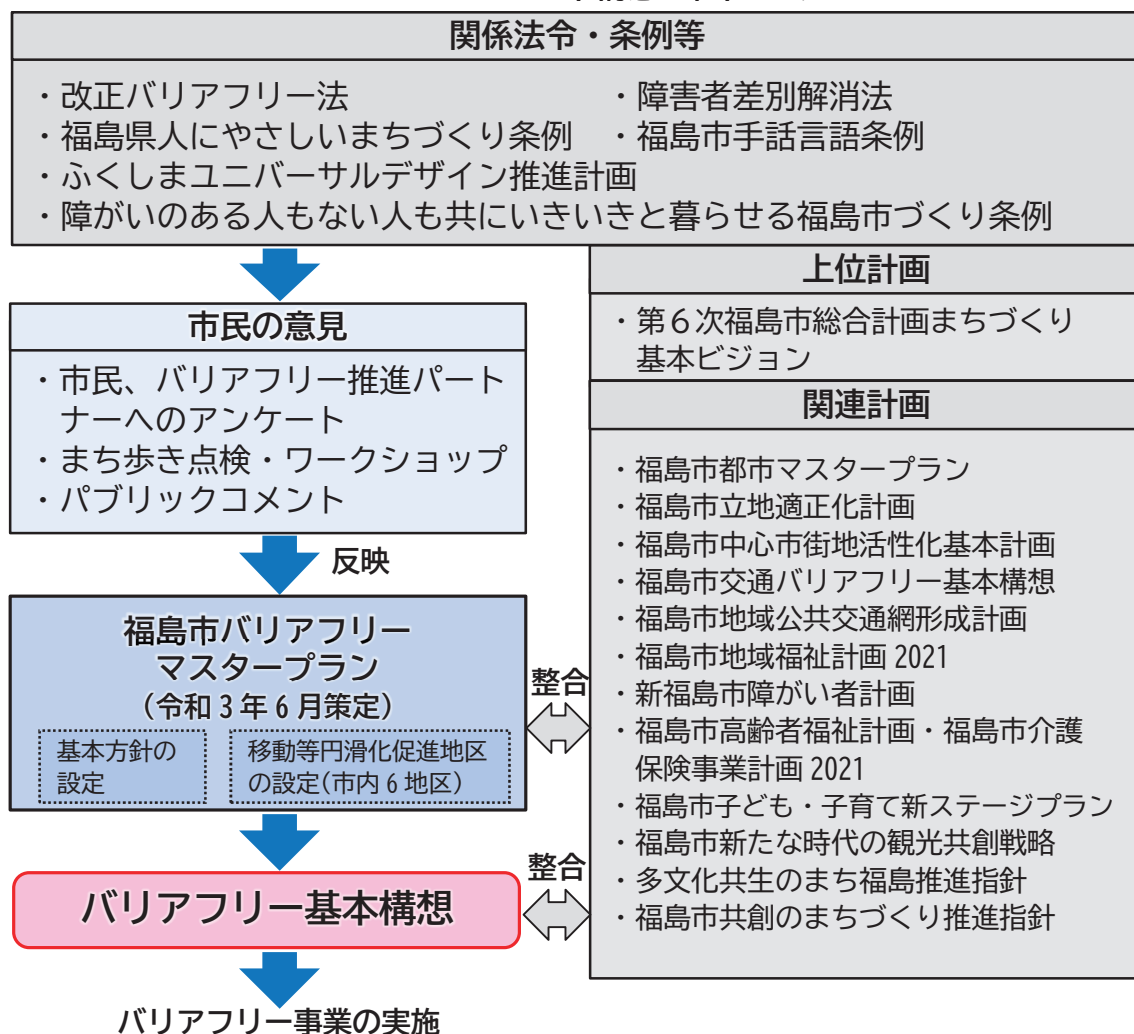


1-2. バリアフリー基本構想の位置づけ

バリアフリー基本構想は、「改正バリアフリー法(令和3年4月施行)」に基づいたもので、「障害者差別解消法(平成25年6月制定)」や「障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らせる福島市づくり条例(令和2年4月施行)」、「福島市手話言語条例(平成31年4月施行)」などの関係法令を踏まえています。

あわせて、本市が目指すべき将来像を定めた上位計画である「第6次福島市総合計画まちづくり基本ビジョン(令和3年度～7年度)」や関連計画である「福島市都市マスタープラン」、「福島市交通バリアフリー基本構想」、「福島市地域福祉計画2021」、「新福島市障がい者計画」、「福島市新たな時代の観光共創戦略」との整合を図り、計画的なバリアフリー整備を推進していきます。

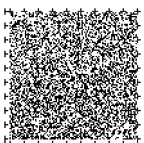
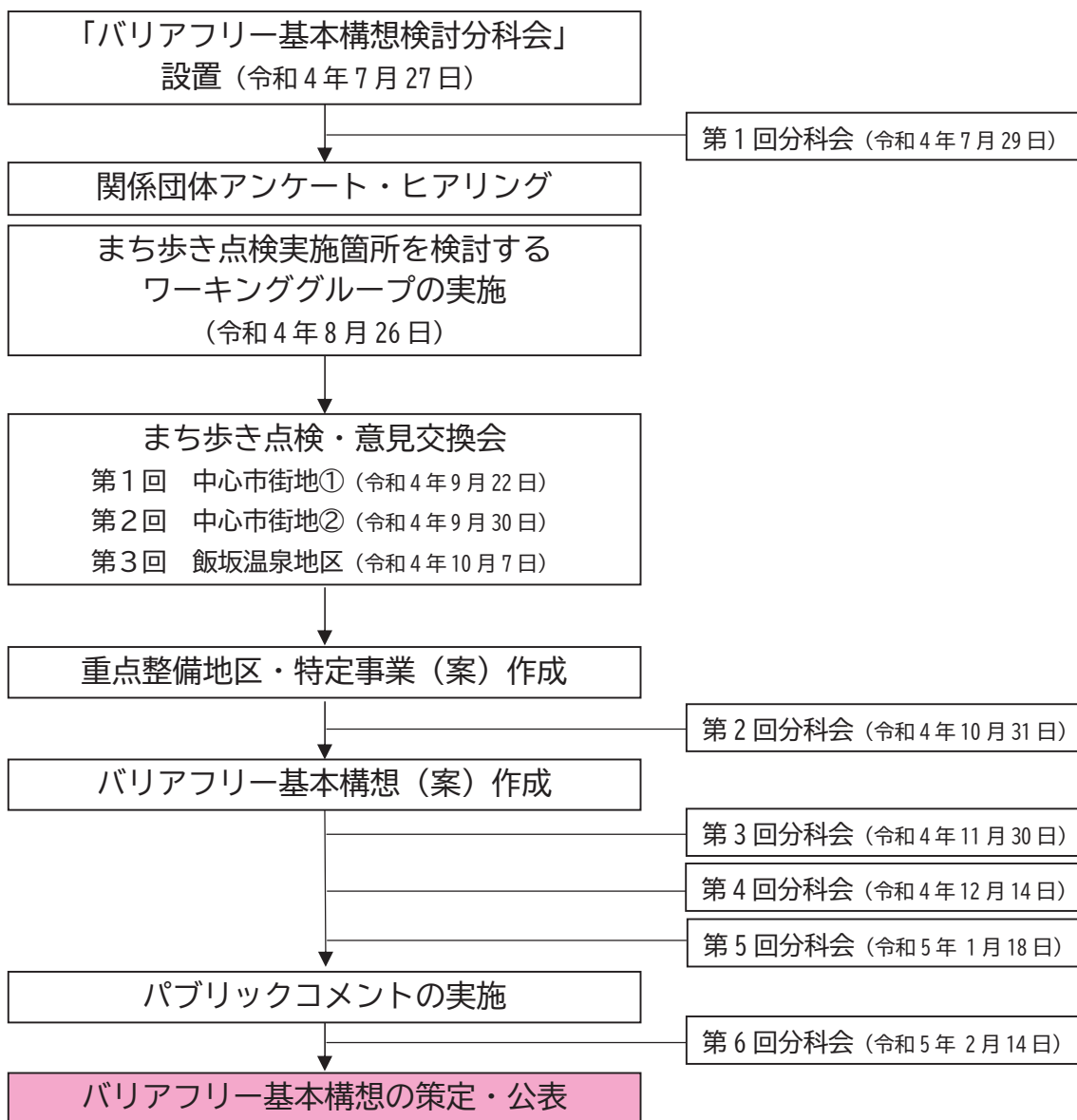
バリアフリー基本構想の位置づけ



1-3. バリアフリー基本構想策定の流れ

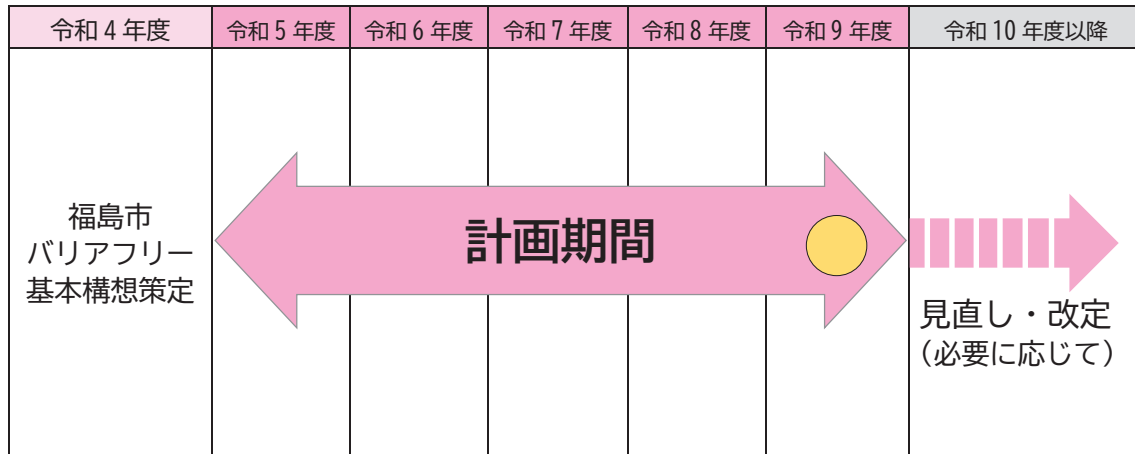
バリアフリー基本構想の策定にあたっては、高齢者や障がい者団体、市民の代表、学識経験者、公共交通事業者、関係行政機関、福島市などで構成する「福島市地域公共交通活性化協議会」内に「バリアフリー基本構想検討分科会」を設置し、協議や検討を行いました。

あわせて、関係団体アンケート・ヒアリングやバリアフリー推進パートナーなどとのまち歩き点検・意見交換会に基づき素案を作成した後、パブリックコメントにて市民の意見を基本構想へ反映しています。



1-4. バリアフリー基本構想の計画期間

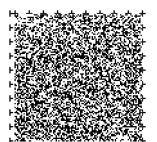
本構想の計画期間は、2023 年度（令和 5 年度）から 2027 年度（令和 9 年度）までの 5 年間とします。



5 年目を目途に、

- ・ 計画達成の評価
- ・ 見直し検討

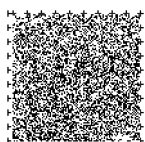
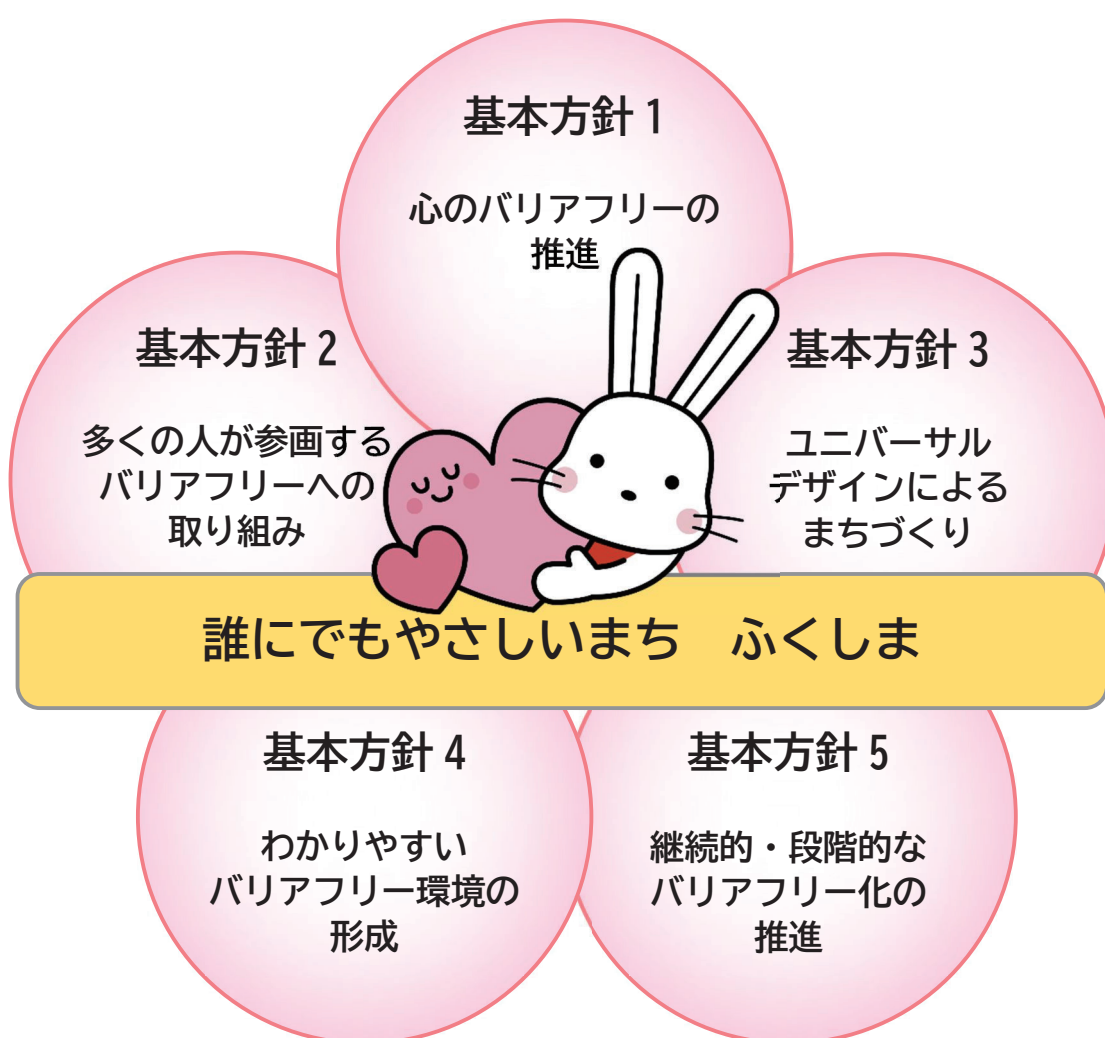
→ 必要に応じて見直し改定を行い、
継続的に取組を進めていきます。



第2章 バリアフリー基本構想策定地区の選定

バリアフリーマスタープランで設定した移動等円滑化促進地区のバリアフリー化を計画的に進めていくため、福島市におけるバリアフリーの基本方針を踏まえて、優先度が高い地区からバリアフリー基本構想を策定します。

2-1. 福島市におけるバリアフリーの基本方針



基本方針1 心のバリアフリーの推進

全ての人々の社会参加を促進し、活躍の機会を増やすため、施設整備（ハード）だけではなく、バリアフリー教室など（ソフト）を実施し、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」の取り組みを推進します。

基本方針2 多くの人が参画するバリアフリーへの取り組み

バリアフリーの推進に関する市の取り組みの趣旨・目的に賛同し、連携・協力いただける民間事務所や団体などを「バリアフリー推進パートナー」とし、市民・事業者・行政などが連携し、それぞれが主体的となることができるバリアフリー化の取り組みを進めます。

基本方針3 ユニバーサルデザインによるまちづくり

高齢者や障がい者、外国人など全ての人々がよく利用する旅客施設や宿泊施設、運動施設など、関連する施設のバリアフリー化とユニバーサルツーリズム（バリアフリー観光）の連携を図るための施設整備および情報発信などに取り組みます。

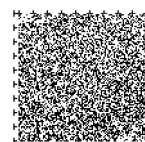
基本方針4 わかりやすいバリアフリー環境の形成

誰もが安全で快適に移動できる環境を形成するため、旅客施設と道路などにおける施設間の連携による連続したバリアフリー化を推進すると共に、バリアフリー化された移動経路や関連施設の情報をわかりやすく提供することにより、アクセシビリティ（利用のしやすさ）の向上を図ります。

基本方針5 継続的・段階的なバリアフリー化の推進

ソフト・ハード施策を柔軟に取り入れながら段階的にバリアフリー化を進めるとともに、中長期的な視点に立ち、「スパイラルアップ※」による持続的なバリアフリー化を推進します。

※スパイラルアップ：計画-実施-評価-改善のサイクルに基づき段階的・継続的な発展を図っていく考え方のこと



2-2. 移動等円滑化促進地区

令和3年6月に制定した「福島市バリアフリーマスタープラン」において6つの移動等円滑化促進地区（バリアフリー化を推進していく地区）を定めています。

<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/tiiki-kyousei/kenko/fukushi/barria-free/masterplan.html>

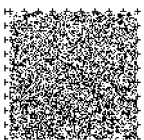


1 市街地における促進地区（①中心市街地）

交通結節拠点である福島駅を中心として多数の公共施設や社会福祉施設、商業施設が立地し、高齢者や障がい者などを含め、多くの市民が利用する施設等が集積した地区です。

当地域は、福島市立地適正化計画※の都市機能区域にも設定されており、まちづくりと一体となった効果的なバリアフリー化を図る中核的な位置付けとして移動等円滑化促進地区に設定されています。

※ 立地適正化計画：居住や必要な都市機能の適正化を図ることで、人口減少の中でも一定の人口密度を維持しながらコンパクトな市街地と公共交通の確保を図り、持続可能な都市づくりを具現化していくための計画のこと



2 観光地における促進地区

温泉地（②飯坂温泉地区、③土湯温泉地区、④高湯温泉地区）

その他（⑤花見山周辺地区、⑥あづま総合運動公園周辺地区）

本市では「福島市バリアフリー観光推進」を宣言（平成28年6月）し、障がいのある方、高齢の方、子ども連れの方にも安全で快適な観光をお楽しみいただける



よう努めています。この取組みを踏まえ、バリアフリーマスタープランでは主な観光地においても移動等円滑化促進地区を設定しています。

本市の主要な観光資源の一つである温泉地では、障がい等の有無にかかわらず、訪れる全ての方が安心して利用できるよう、バリアフリーの推進が必要であることから、飯坂温泉・土湯温泉・高湯温泉を促進地区に設定しています。

花見山公園は、色とりどりの花木畑が織りなす美しい景観により、全国に誇る花の名所として知られており、毎年多くの観光客が訪れています。

あづま総合運動公園は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会で一部の競技が実施され、これを契機に更なる多様な利用が見込まれています。

2-3. バリアフリー基本構想策定地区の選定

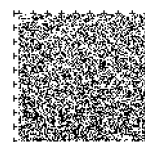
中心市街地は人口密集地であり、多様な人々が利用する旅客施設や公共施設、商業施設が集積していることから、優先的にバリアフリーを推進するため、基本構想策定対象箇所としました。

他の5地区（観光地）は、市民のニーズや観光客入込数から選定し、令和5年度基本構想における対象箇所は飯坂温泉地区としました。

なお、残る4地区（土湯温泉地区、高湯温泉地区、花見山周辺地区、あづま総合運動公園周辺地区）については、令和5年度以降、順次基本構想を策定し、バリアフリー化に取り組んでいきます。

◎令和5年度基本構想策定地区

◎	①中心市街地
◎	②飯坂温泉地区
	③土湯温泉地区
	④高湯温泉地区
	⑤花見山周辺地区
	⑥あづま総合運動公園周辺地区



参考資料：選定地区の概況

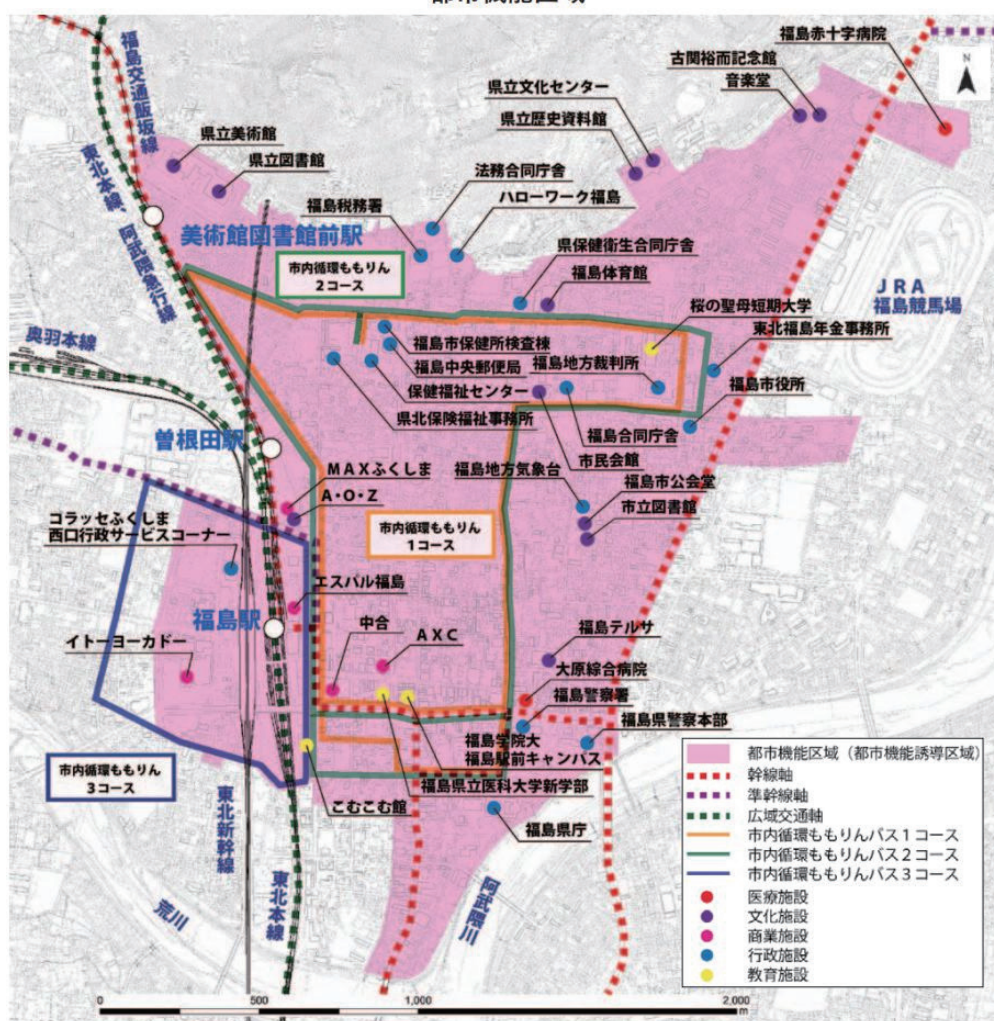
【1】中心市街地

■立地適正化計画における中心市街地の位置づけ

中心市街地には、県庁・市役所・福島地方裁判所などの行政・司法施設のほか、教育・文化、医療福祉など多くの公共公益施設が立地しているほか、県立図書館や美術館など、広域地域の人々を対象とした施設も有しています。

また、福島駅は東北新幹線・山形新幹線が発着するほか、東北本線・奥羽本線・福島交通飯坂線・阿武隈急行線・路線バスも乗り入れるアクセス性の高いターミナル駅となっており、中心市街地には立地適正化計画の都市機能区域※が設定されています。

都市機能区域

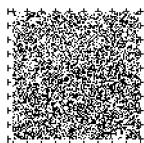


※交通軸は地域公共交通網形成計画ならびに地域公共交通再編実施計画（案）で検討されている交通軸等である。

※都市機能区域は中心市街地活性化基本計画の対象区域に、県立図書館や県立美術館が立地する区域を加えたものであり、中心市街地活性化基本計画の対象区域とは一致しない。

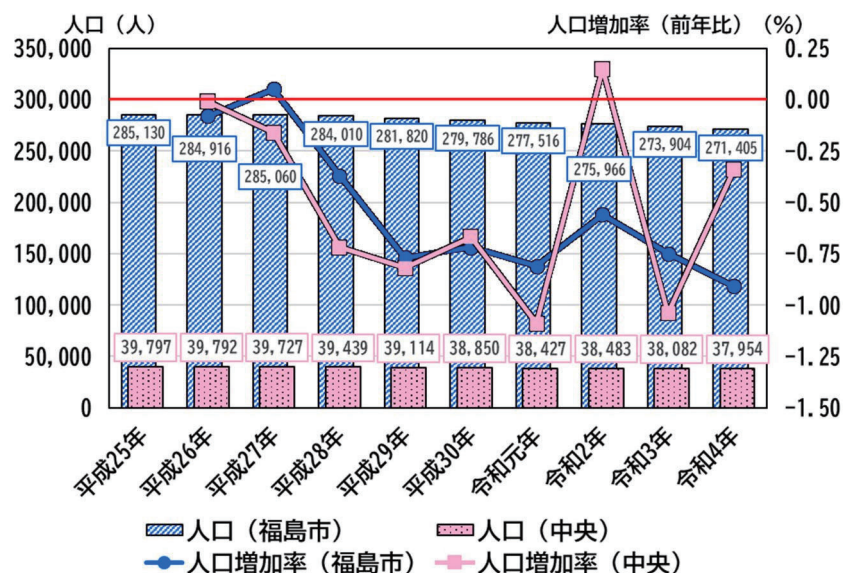
出典：2020年4月 福島市立地適正化計画

※ 都市機能区域：医療・福祉・商業等の都市機能を中心市街地などの地区に維持・誘導することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図れる区域のこと



■人口の推移

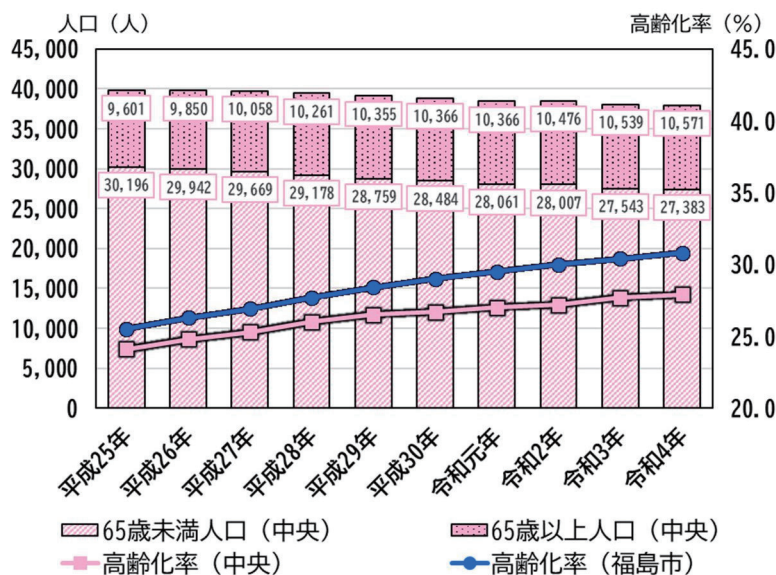
福島市の人口は近年、0.5～1.0%/年の割合で減少が続いています。中心市街地にあたる中央地区では人口が増加する年もあるものの全体としては減少傾向にあります。



【参考図1】中心市街地の人口と人口増加率の推移（各年9月末日現在）

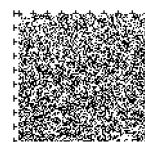
■高齢化の状況

高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は福島市全域で上昇しており、中心市街地（中央地区）においても高齢化が進行しています。



【参考図2】中心市街地の高齢化率の推移（各年9月末日現在）

出典：住民基本台帳

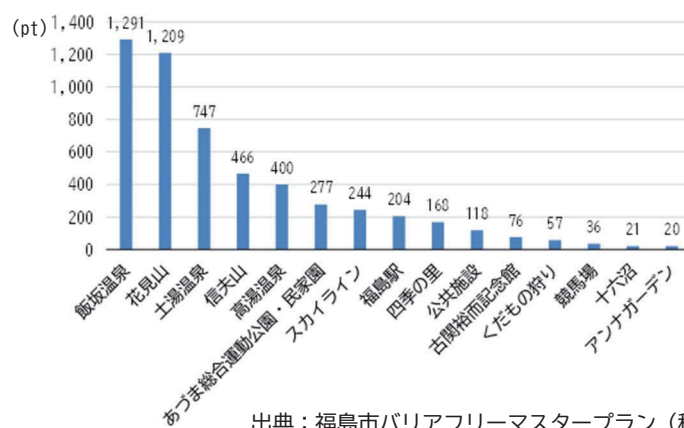


【2】飯坂温泉地区

■観光地における基本構想策定地区の選定要件

視点①：市民のニーズ

令和2年度に実施した市民アンケート（優先的にバリアフリー化が必要な観光地）の回答に基づく市民のニーズ

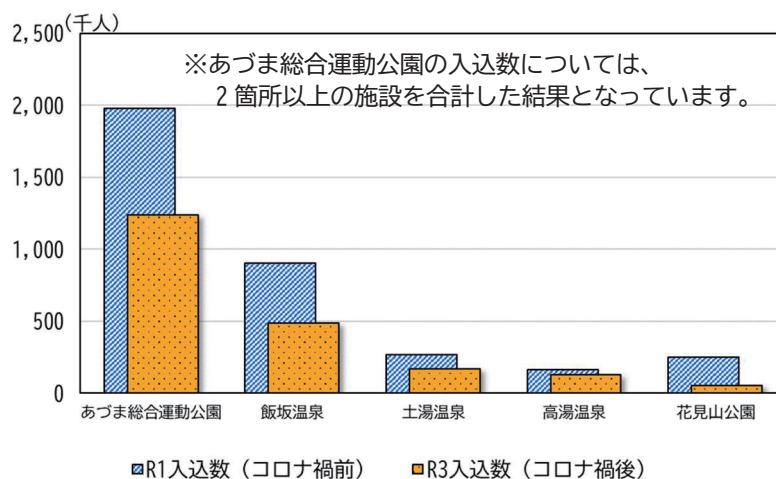


出典：福島市バリアフリーマスタープラン（移動等円滑化促進方針）



視点②：観光客入込数

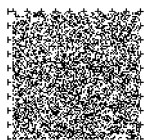
観光客入込数の統計資料に基づく来訪者の多い地区



出典：福島県観光客入込状況

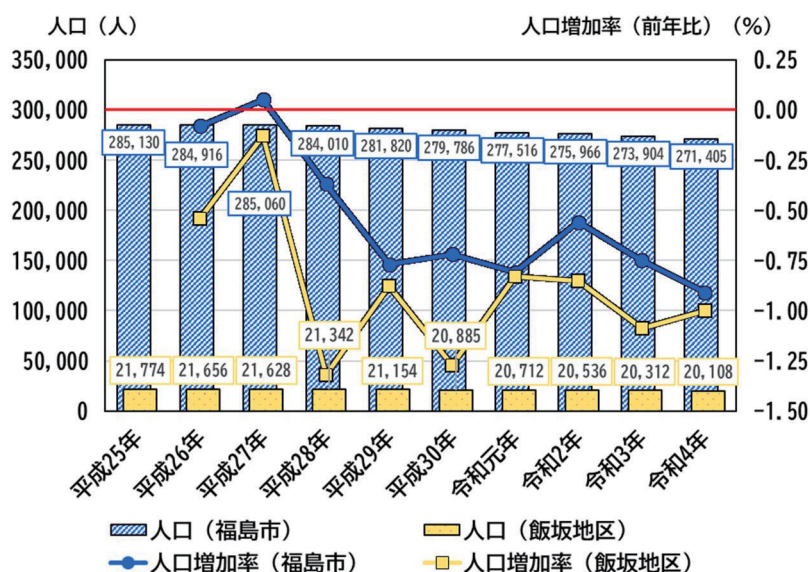


観光地5地区から **飯坂温泉地区** を優先



■人口の推移

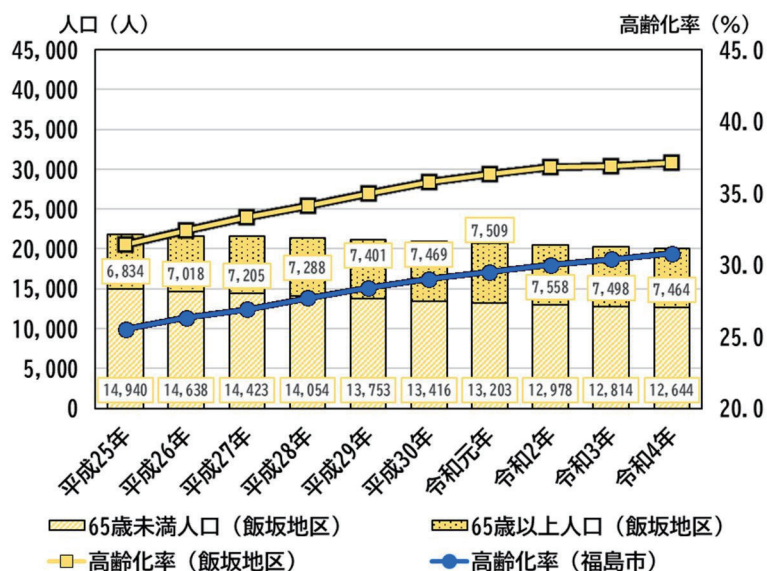
飯坂地区では1.0%/年前後の人口減少が続いており、福島市全域よりも人口減少がやや進んでいる状況となっています。



【参考図3】飯坂地区の人口と人口増加率の推移（各年9月末日現在）

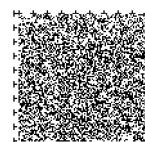
■高齢化の状況

飯坂地区では65歳以下の人口が減少傾向にあり、福島市平均よりも高い高齢化の進行がみられます。



【参考図4】飯坂地区の人口と高齢化率の推移（各年9月末日現在）

出典：住民基本台帳



第3章 重点整備地区等の設定

3-1. 重点整備地区とは

重点整備地区とは、福島市バリアフリーマスタープランにて指定された、移動等円滑化促進地区のうち、旅客施設・建築物・道路・路外駐車場・都市公園・歩行者用信号機等について重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する地区のことを指します。福島市では以下のフローを基に重点整備地区を設定し、バリアフリー事業検討へ進めていきます。

(3-2) 重点生活関連施設・重点生活関連経路の設定

福島市バリアフリーマスタープランで設定された
生活関連施設・生活関連経路から
特に優先して整備を行う必要がある生活関連施設・経路を
「重点生活関連施設^{※1}・重点生活関連経路^{※2}」として位置づけます。

(3-3) 重点整備地区の設定

重点整備地区の設定要件および地域特性を考慮した設定パターンより
重点整備地区を設定します。

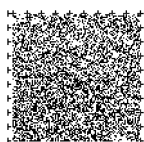
(3-4) 現状把握

設定された重点生活関連施設・重点生活関連経路の
バリアフリー化について現状把握を取りまとめます。

(第4章) 特定事業・その他事業

※1 重点生活関連施設：バリアフリー法での生活関連施設である、高齢者、障がい者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設などのことであり、本基本構想において重点的に整備する施設のこと

※2 重点生活関連経路：バリアフリー法での生活関連経路である、生活関連施設間を連絡する移動経路のことであり、本基本構想において重点的に整備する経路のこと



3-2. 重点生活関連施設・重点生活関連経路の設定

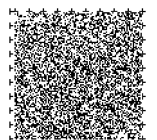
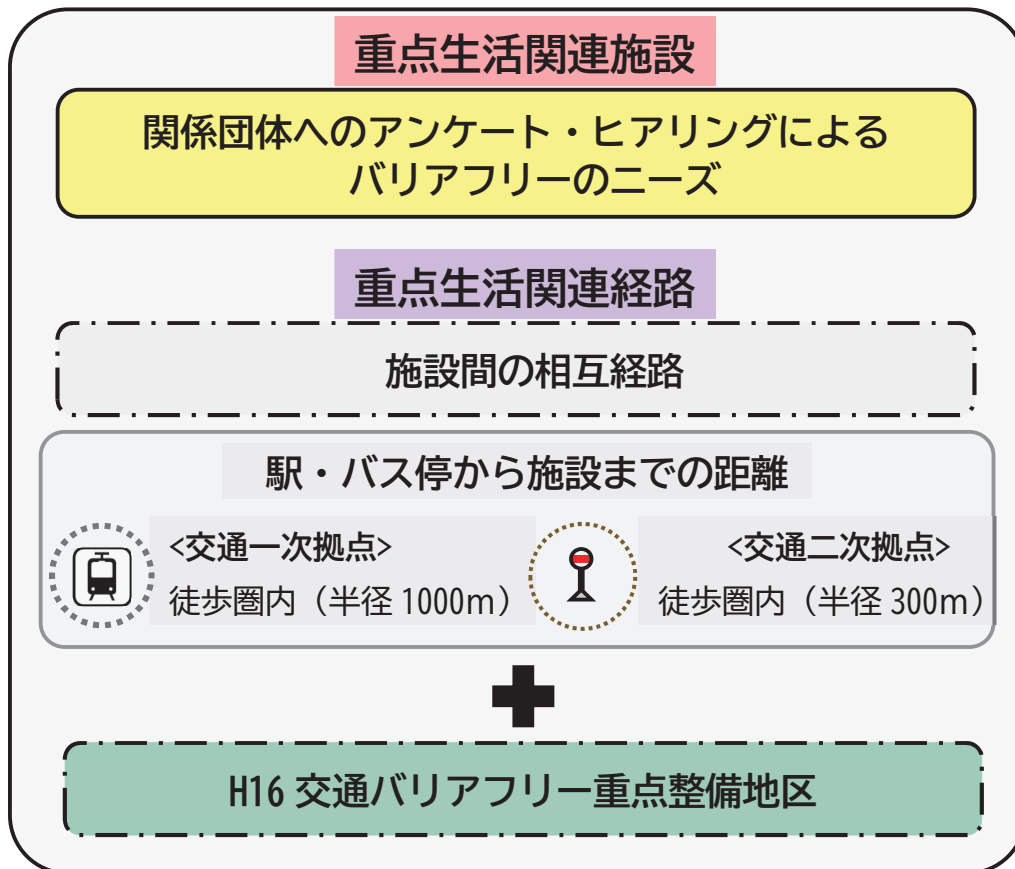
3-2-1. 重点生活関連施設・重点生活関連経路の設定要件

福島市バリアフリーマスタープランによって設定された生活関連施設・経路のうち、福島市では、特に優先してバリアフリー整備を行う必要がある生活関連施設・生活関連経路を「**重点生活関連施設**・**重点生活関連経路**」として位置づけ、以下の通り設定していきます。

重点生活関連施設：バリアフリーに対するニーズが高い公共施設・旅客施設・観光施設等から選定

重点生活関連経路：重点施設相互の連絡、駅やバス停から重点施設までの連絡を担う経路から選定

また、今回指定していない施設や経路に関しては、次期事業期間に指定拡大を検討します。



3-2-2. バリアフリーのニーズ把握

(1) 関係団体へのアンケート調査

障がいをお持ちの方、高齢の方などの視点から、日常的によく利用する施設や経路、移動手段、それらに対する課題についてのニーズ把握を目的として、アンケート調査を実施しました。

アンケート調査の概要を以下に示します。

調査結果の詳細は資料編 5-1（資料 16 頁～）に掲載しています。

[1] 対象者

以下の団体を対象として調査を行いました。

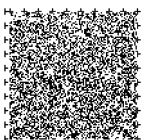
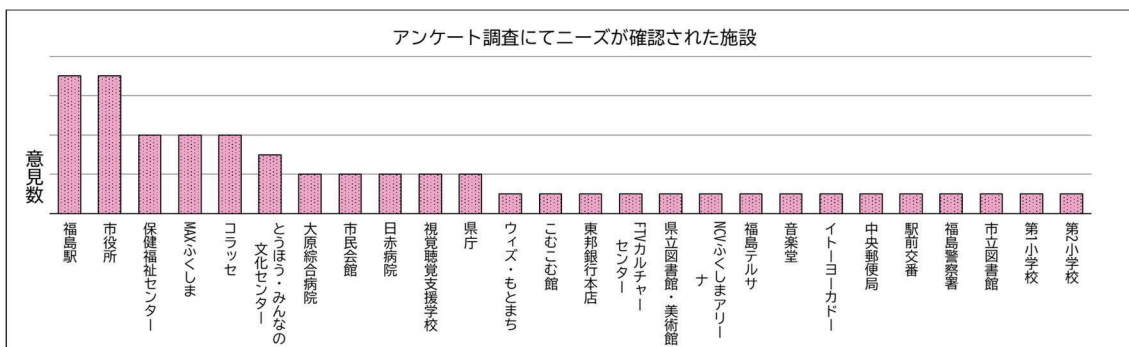
- ・ 福島市老人クラブ連合会
- ・ 福島市社会福祉協議会
- ・ 福島市視覚障がい者福祉協会
- ・ 福島県障がい者スポーツ協会
- ・ 福島市立ふくしま支援学校
- ・ ふくしま市女性団体連絡協議会
- ・ 福島市手をつなぐ親の会
- ・ 福島市聴覚障害者協会
- ・ ふくしまバリアフリーツアーセンター
- ・ 福島自閉症児・者親の会

[2] 調査内容

- ・ よく利用する施設や経路、交通手段
- ・ バリアフリー上で問題に感じること、場所
- ・ 心のバリアフリーに関して

[3] 結果概要

アンケート調査でよせられた「よく利用する施設」について、ニーズが確認された施設として集計しました。また、「バリアフリー上で問題に感じることや場所」に関する代表意見を記載しています。



改善点・要望	歩道	・車止めの視認性が悪く、ぶつかってしまう ・木の根で歩道に凹凸があり車いすで移動できない ・点字ブロックの破損等が目立っている
	駐車場	・身障者用駐車場なのに狭い場所がある ・身障者用駐車場は距離よりも広さの方が重要
	施設	・多目的トイレが壊れていて不便なところがある ・入口の点字ブロックの色がわかりにくい ・案内図がわかりにくく、情報が不足している
	全体意見	・音響式信号機の音が低くて聞こえにくい ・段差や障がい物は色分け等で分かりやすくしてほしい ・案内図等は色分けやマークで分かりやすくしてほしい

（２）県立視覚支援学校・県立聴覚支援学校へのヒアリング

障がいをお持ちの方が日常的によく利用する施設や経路、移動手段やそれらに対する課題について現状把握を目的として、関係機関職員を対象に、児童・生徒の状況についてヒアリングを実施しました。

ヒアリング調査の概要を以下に示します。

調査結果の詳細は資料編 5-2（資料 20 頁）に掲載しています。

〔1〕対象者

- ・ 県立視覚支援学校
- ・ 県立聴覚支援学校

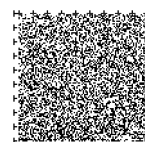
〔2〕調査結果概要

【通学状況等について】

- ・ 電車やバス、徒歩など様々な方法で通学している。
- ・ 駅から学校までは、音響式信号がある交差点を使って、遠回りになるが点字ブロックが整備されているコースを利用するように指導している。
- ・ 聴覚障がいの生徒は全員が送迎で通学している。

【その他、困りごとについて】

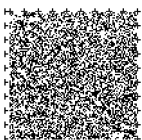
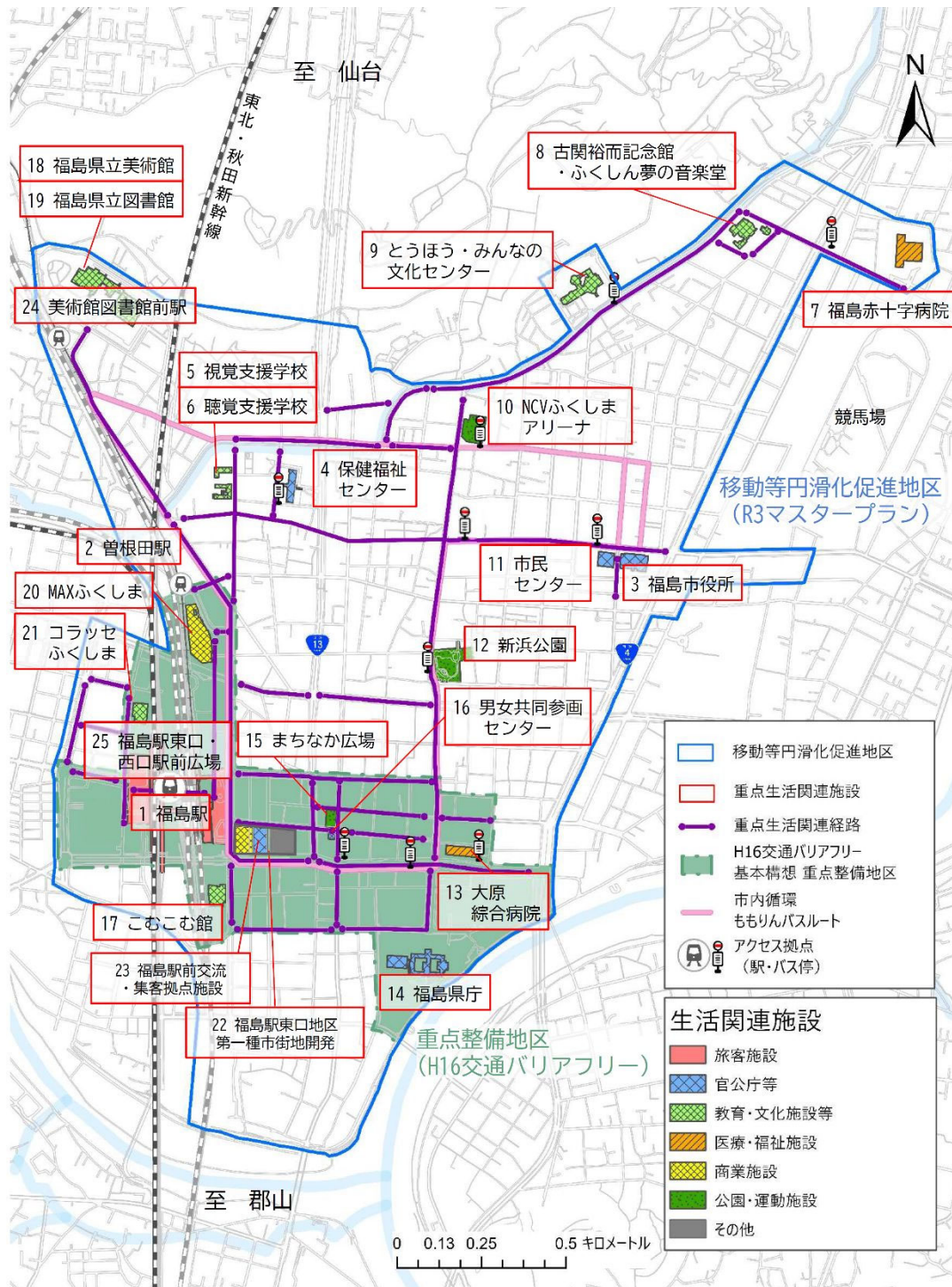
- ・ 点字ブロック上に除雪された雪が積まれていることがあり困っている。
- ・ 音響式信号機がない箇所があり、全盲の児童・生徒は車の運転音で信号機の赤、青を判断している。



3-2-3. 重点生活関連施設・重点生活関連経路の設定

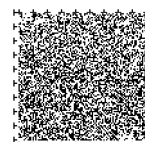
アンケートやヒアリングの結果からニーズを把握し、関係者とのワーキンググループで重点生活関連施設および重点生活関連経路を設定しました。

■ 重点生活関連施設

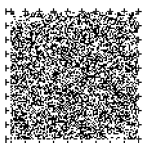


重点生活関連施設の一覧を以下に示します。

重点生活関連施設		
No	施設名	管理者
1	福島駅	JR 東日本
		福島交通
		阿武隈急行
2	曽根田駅	福島交通
3	福島市役所	福島市
4	保健福祉センター	福島市
5	視覚支援学校	福島県
6	聴覚支援学校	福島県
7	福島赤十字病院	日本赤十字社
8	古関裕而記念館・ふくしん夢の音楽堂	福島市
9	とうほう・みんなの文化センター	福島県
10	N C Vふくしまアリーナ	福島市
11	市民センター	福島市
12	新浜公園	福島市
13	大原綜合病院	大原記念財団
14	福島県庁	福島県
15	まちなか広場	福島市
16	男女共同参画センター	福島市
17	こむこむ館	福島市
18	福島県立美術館	福島県
19	福島県立図書館	福島県
20	MAXふくしま	福島まちづくりセンター
21	コラッセふくしま	福島県・福島市
22	福島駅東口地区第一種市街地再開発	民 間
23	福島駅前交流・集客拠点施設	福島市
24	美術館図書館前駅	福島交通
25	福島駅東口・西口駅前広場	JR 東日本、福島県、福島市



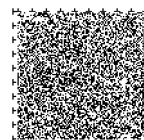
重点生活関連経路



重点生活関連経路の一覧を以下に示します。

(都)：都市計画道路

重点生活関連経路		重点生活関連経路	
No	経路名	No	経路名
①	(市)太平寺・山口線	②①	(市)入江町・桜木町線
②	(市)三河北町 1 号線	②②	(市)春日町・入江町線
③	(市)三河南町・野田町 2 号線	②③	(市)入江町 7 号線
④	(市)太田町 5 号線	②④	(市)杉妻町・御山線
⑤	(市)三河北町・三河南町 1 号線	②⑤	(市)浜田町・春日町線
⑥	(市)太田町 7 号線	②⑥	(県)庭坂福島線
⑦	(市)栄町 5 号線	②⑦	(市)腰浜町・町庭坂線
⑧	(市)栄町・曾根田町線	②⑧	(市)栄町・上町線
⑨	(市)曾根田町・天神町線	②⑨	(県)福島停車場線
⑩	(市)天神町・三河北町線	③⑩	(市)栄町・舟場町線
⑪	(市)前田・台線	③⑪	(市)本町・上町線
⑫	(県)福島飯坂線	③⑫	(国)13 号
⑬	(市)曾根田・三本木線 (都)曾根田町桜木町線	③⑬	(市)中町・御山町線
⑭	(市)天神町・森合町 2 号線	③⑭	(市)栄町・舟場町線
⑮	(市)天神町・森合町 1 号線	③⑮	(国)13 号
⑯	(市)曾根田町・御山町線	③⑯	(県)水原・福島線
⑰	(市)旭町・森合町線	③⑰	(市)中町・御山町線
⑱	(市)西養山・御山町線 (都)太平寺岡部線	③⑱	(市)中町・太田町線 (都)杉妻町早稲町線
⑲	(市)御山町 8 号線	③⑲	(市)早稲町・清明町 1 号線
⑳	(市)太平寺・山口線 (都)太平寺岡部線	④⑩	東西連絡自由通路



3-3. 重点整備地区の設定

3-3-1. 重点整備地区の設定要件

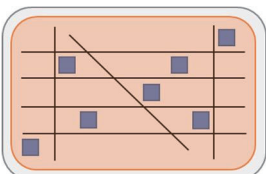
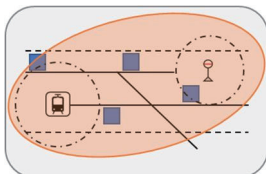
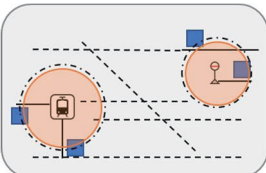
重点整備地区の設定要件は、バリアフリー法第2条第21号において、次の①～③のように定められています。

- ①生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区
- ②生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区
- ③バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

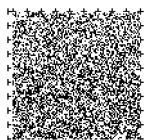
こうした要件を踏まえ、移動等円滑化促進地区に定められた範囲から、地域特性に応じて重点整備地区を設定しました。なお、重点整備地区は移動等円滑化促進地区内に複数箇所設定することも可能です。

3-3-2. 重点整備地区の設定における方向性

重点整備地区の設定は地域特性も考慮する必要があるため、福島市バリアフリー基本構想では、施設や経路の集積度合から以下のA・B・Cの分類を行いました。中心市街地は、Aパターンに該当します。

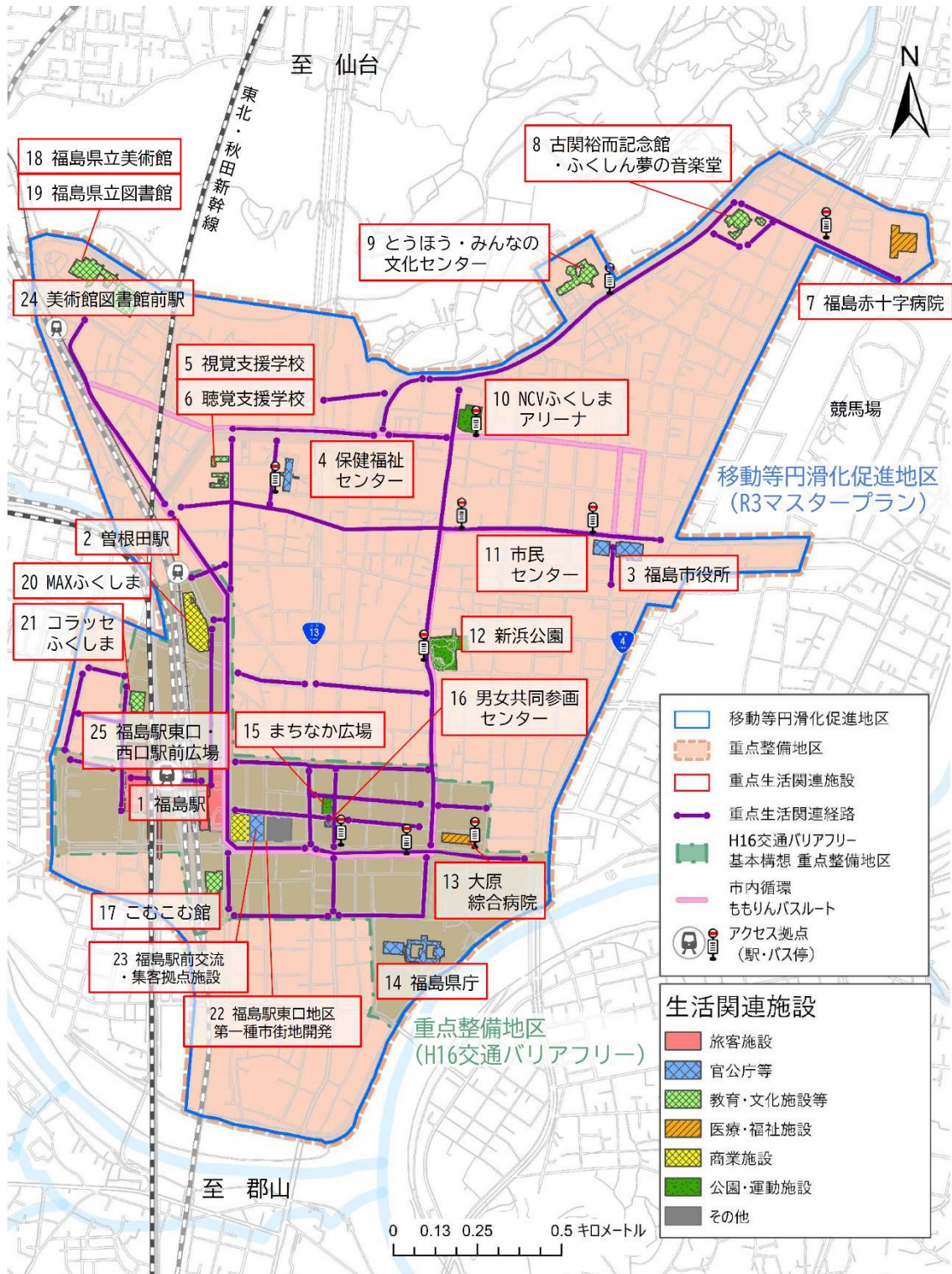
	イメージ	重点整備地区	採用
A		【促進地区一致パターン】 移動等円滑化促進地区内全体に 重点生活関連施設・経路が散在	◎
B		【主要施設・経路抽出パターン】 交通拠点周辺および拠点間に 重点生活関連施設・経路が集積	
C		【交通拠点抽出パターン】 交通拠点周辺に 重点生活関連施設・経路が集積	

凡例：□ 移動等円滑化促進地区 ■ 重点整備地区 ■ 重点生活関連施設
 ○ 交通拠点徒歩圏内 — 重点生活関連経路 --- 非生活関連経路



3-3-3. 重点整備地区の設定

中心市街地は、前項の分類でAパターンとなることから、移動等円滑化促進地区の全域を重点整備地区として設定しました。



3-4. 中心市街地の現状把握

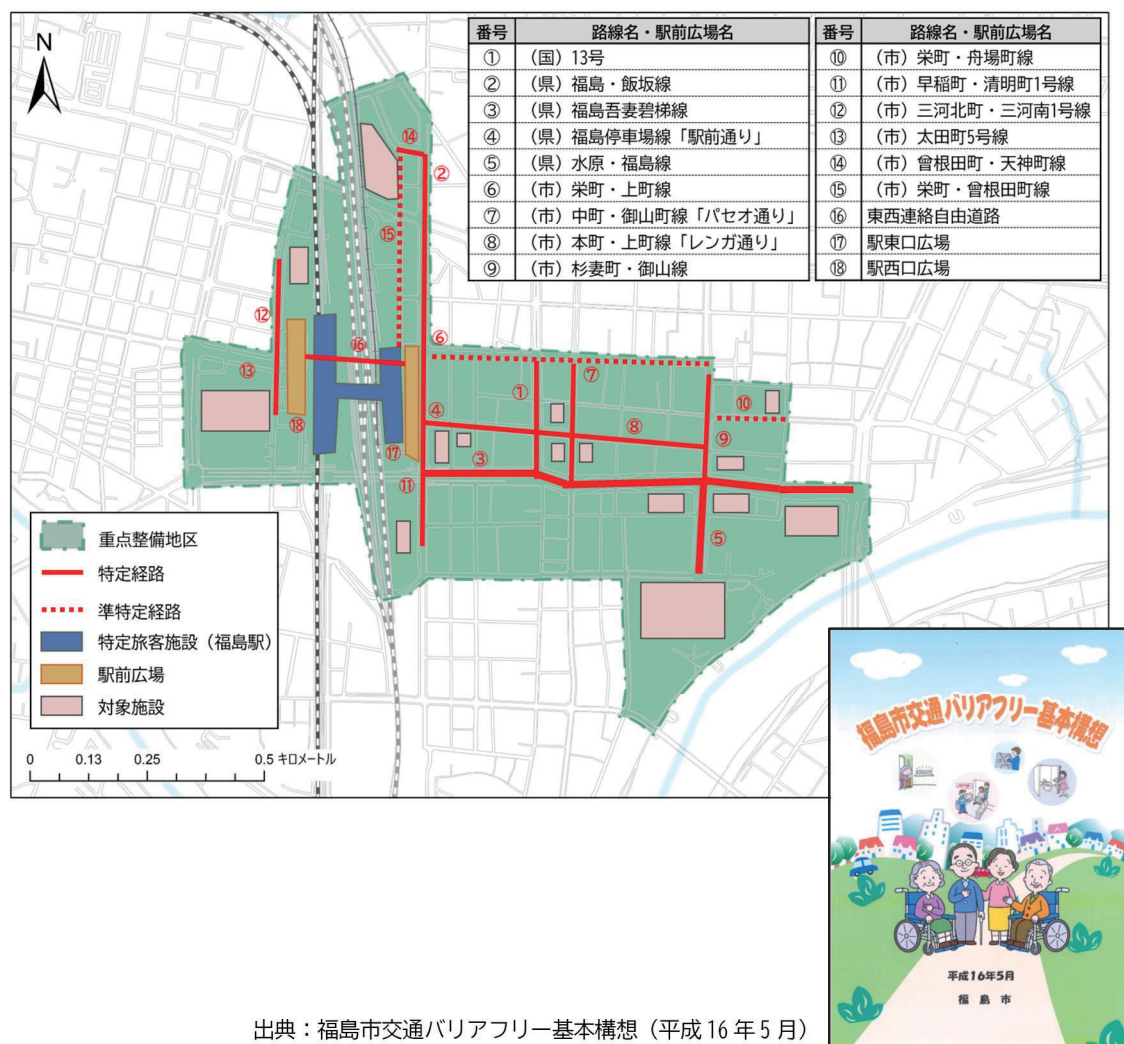
重点生活関連施設および重点生活関連経路についてバリアフリー化の現状を把握するため、以下内容の調査等を実施しました。

- ・ 福島市交通バリアフリー基本構想における取組状況の確認
- ・ まち歩き点検

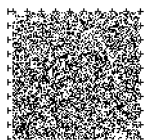
3-4-1. 福島市交通バリアフリー基本構想における取組状況

(1) 交通バリアフリー基本構想の実施箇所

福島市交通バリアフリー基本構想(策定:平成16年5月,目標年次:平成22年)では下記に示す区域および経路を、「重点整備地区」「特定経路」「準特定経路」に設定し、バリアフリー化を図りました。



出典：福島市交通バリアフリー基本構想（平成16年5月）



(2) H16 交通バリアフリーにおける特定事業の内容と成果

特定事業による整備の結果、現在のように福島駅周辺のバリアフリー環境が整えられ、移動における円滑性が向上しました。

【1】公共交通特定事業

福島駅構内及び駅前広場

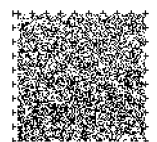
内 容	箇 所	事業 主体	備 考	
			事業内容	目標年次
エレベーターの設置	昇降部	JR 東日本	西口外から2Fへのエレベーターの新設 新幹線ホームからコンコースへの新設 在来線ホームエレベーターの新設	整備完了 (H16年度完了)
エスカレーターの新設			在来線下りエスカレーターの新設	整備完了 (H17年度完了)
ベビー対応トイレの設置 荷物棚の設置	西2F在来線トイレ	JR 東日本	ベビー対応トイレ及び荷物棚の設置	整備完了 (H16年度完了)
トイレの改良			階段のスロープ化	整備完了 (H21年度完了)
券売機の改良	券売機	阿武隈 急行	車いす使用者に対応した券売機の設置	整備完了 (H15年度完了)
休憩施設の設置	東口改札口周辺	JR 東日本	イスの設置 (1番ホームに待合室を新設)	整備完了 (H16年度完了)
案内施設の改良	駅構内	JR 東日本	表示内容の見直し(案内板が高い) 東西出口の案内表示設置	整備完了 (H16～17年度完了)
		福島 交通		
		阿武隈 急行		
休憩施設の改良	東口バス停	バス 協会	屋根の設置(高速バス乗り場)	整備完了 (H16年度完了)

車両関係

内 容	箇 所	事業 主体	備 考	
			事業内容	目標年次
低床バスの導入	バス車両	福島 交通	低床バスを導入する	随時導入
		JRバス		随時導入

【2】道路特定事業

内 容	箇 所	事業 主体	備 考	
			事業内容	目標年次
点字ブロックの改良	国道13号	国	マンホールにより分断された箇所の連続化 合計830m	整備完了 (H17年度完了)
昇降部の改良	大町地下歩道 (国道13号)		地下階段部の勾配、幅員の確保 エレベーターの設置	整備完了 (令和元年度完了)
歩道の改良	駅前通り	県	路面の改良、段差の解消	整備完了 (H17年度完了)
点字ブロックの改良			マンホールにより分断された箇所の連続化	整備完了 (H17年度完了)
道路の改良	MAXふくしま周 辺の道路	市	グレーチングの改良、電柱の移設	整備完了 (H16年度完了)



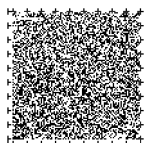
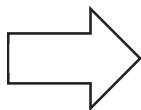
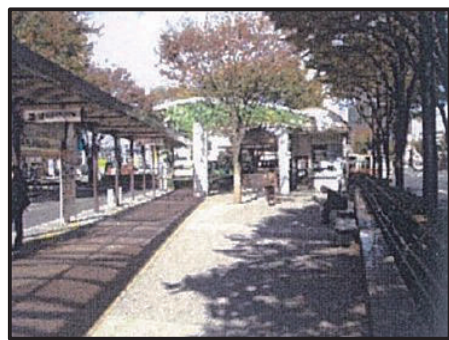
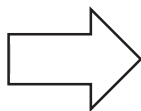
【3】交通安全特定事業

内 容	箇 所	事業 主体	備 考	
			事業内容	目標年次
信号機のバリアフリー化等	特定道路	公安 委員会	音響式信号機やカウントダウン付き信号機の設置	整備完了 (H17～19年度完了)

【4】その他の特定事業

内 容	箇 所	事業 主体	備 考	
			事業内容	目標年次
歩道の改良	福島駅西口広場	市	グレーチング、段差の改良	整備完了 (H15～20年度完了)
歩道の改良	福島駅東口広場		段差の解消	整備完了 (H17年度完了)
階段の改良	東西連絡 自由通路		手すりの改良	整備完了 (H22年度完了)
通路の改良			ブロック材の改良、照明の設置 (暗いイメージの払拭)	整備完了 (H17年度完了)
案内施設の改良			東西出口の案内板設置	整備完了 (H17年度完了)
通路の改良	その他の地下歩道 (駅前地下歩道) (駅前北地下歩道)		ブロック材の改良、照明の設置 (駅前北地下歩道)	整備完了 (H20年度完了)
			点字ブロックの設置	整備完了 (H22年度完了)

H16 交通バリアフリーにおける整備前後（一部）



3-4-2. まち歩き点検

重点整備地区における、実際の移動時の支障等を確認し、基本構想の検討にあたる議論の参考とするためにまち歩き点検を実施しました。点検前には、まち歩き点検のコースの問題点や着目点などをワーキンググループにて整理しました。また、点検後には点検時に出た意見等の共有の為、意見交換会を行いました。

まち歩き点検のスケジュールやコース、意見交換会等の詳細は資料編6（資料23頁～）に掲載しています。

[1] 参加団体

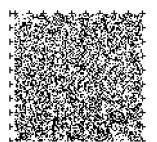
- ・ 福島市地域公共交通活性化協議会バリアフリー基本構想検討分科会 委員
- ・ 福島自閉症児・者親の会
- ・ 県立視覚支援学校
- ・ 外国の方 等 各コース 20人程度

[2] まち歩き点検の意見概要

まち歩き点検後「改善してほしいところや要望」「便利だと感じる場所」について共有する、意見交換会を実施しました。

意見交換会での改善点・要望点の意見概要を以下に示します。

改善点・要望	道路	・ 点字ブロックの連続性が確保されていない区間を改善してほしい ・ 舗装面と点字ブロックの明度差が小さく、見えづらい場合がある ・ 街路樹が剪定されておらず、ぶつかったりする危険がある ・ 舗装や点字ブロックの陥没、剥がれ、根上がりなどが散見される ・ 点字ブロックと電柱などの障がい物が近い箇所があり危険に感じる ・ 車止めと舗装の色を違う色にし、明度差をつけてほしい ・ 街灯が少ない道があり、暗くなると歩くのが怖い ・ 歩行者、自転車、自動車の空間を分けてほしい
	公共交通	・ 駅のホームに転落防止柵を設置してほしい ・ 駅の乗換案内等、伝わりにくい表現がある ・ バス停に放置されているバスロケシステムを復活させてほしい
	交通安全	・ 横断歩道の路面標示が消えかかっている箇所がある ・ 交差点音声案内の音が小さく聞こえない ・ 自転車の交通マナー啓発を徹底してほしい
	建築物	・ 多目的トイレの便座が高いなど、車いすで不便な場合がある ・ エレベーターに音声案内がない場合があり不便 ・ 階段の鼻先が同系色だと、ステップの位置が分からない



第4章 特定事業・その他の事業

4-1. 特定事業・その他の事業について

「特定事業」とは、重点整備地区の重点生活関連施設、重点生活関連経路に関するバリアフリー化の内容を具体化するものです。基本構想で特定事業を定めた場合、事業を実施するものには、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられます。

特定事業には、バリアフリー法第2条で定める6つのハード整備に関する事業（公共交通特定事業・道路特定事業・路外駐車場特定事業・都市公園特定事業・建築物特定事業・交通安全特定事業）と、ソフト対策に関する事業（教育啓発特定事業）の7つがあります。

また、特定事業以外でも、重点整備地区内において特定事業との連携を図り一体的なバリアフリー空間を創出するための事業や維持管理などを「その他の事業」として位置づけ、特定事業とあわせて事業を推進することとします。

（参考）基本構想に位置づけられる特定事業



公共交通特定事業

ノンステップバスの導入



ホームドアの設置等



道路特定事業

視覚障害者誘導用
ブロックの設置



車道との段差解消



路外駐車場特定事業

車椅子利用者用駐車区画
の整備等



都市公園特定事業

園路の段差解消
障害者対応型トイレの整備等



建築物特定事業

建築物内のエレベーター
設置等の段差解消



障害者対応型トイレの
整備



交通安全特定事業

音響式信号機
残り時間のわかる信号機



エスコートゾーンの設置



R2バリアフリー法改正により、従来のハード整備に関する事業に加え、新たにソフト事業を創設

教育啓発特定事業

（想定される事業）

- ・小中学校におけるバリアフリーに関する教育（バリアフリー教室）
- ・公共交通事業者における接遇の向上に向けた研修の実施
- ・障害者用トイレ、鉄道・バスの優先席、鉄道駅等のエレベーターの適正利用に関する広報啓発の集中的な実施
- ・高齢者、障害者等が公共交通機関等を利用する際に直面する困難や必要とする支援について理解するための講演会等

【教育啓発特定事業のイメージ】

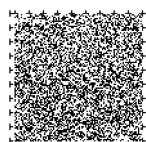


小学生による公共交通の
利用疑似体験



タクシー事業者における
ユニバーサルマナー研修

出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドラインの改定について〔国土交通省〕



4-1-1. 「特定事業」の内容

国が定める「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という）で特定事業に位置付けられる内容は以下の7種別があります。

①公共交通特定事業

- ・ 特定旅客施設^{※1}におけるバリアフリー設備（エレベーター、エスカレーター等）の整備、これに伴う特定旅客施設の構造の変更
- ・ 特定車両^{※2}を床面の低いものとする、その他の特定車両に関する移動等円滑化に必要な事業

②道路特定事業

- ・ 道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物（歩道、道路用エレベーター、通行経路案内標識等）の設置
- ・ バリアフリー化のために必要な道路構造の改良（歩道の拡幅、路面構造の改善等）

③路外駐車場特定事業

- ・ 特定路外駐車場^{※3}におけるバリアフリー化のために必要な施設（車いす使用者が円滑に利用できる駐車場施設等）の整備

④都市公園特定事業

- ・ 都市公園におけるバリアフリー化のために必要な特定公園施設^{※4}の整備

⑤建築物特定事業

- ・ 特別特定建築物^{※5}におけるバリアフリー化のために必要な建築物特定施設^{※6}の整備
- ・ 全部または一部が生活関連経路である特定建築物における生活関連経路のバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備

※1 特定旅客施設 : 旅客施設（駅など）のうち、利用者が相当数であること

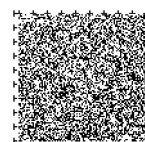
※2 特定車両 : 旅客の運送を行うために使用する車両（バスなど）のこと

※3 特定路外駐車場 : 駐車場法に規定する路外駐車場であって、自動車の用に供する部分の面積が500㎡以上であり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するもの

※4 特定公園施設 : 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める公園施設

※5 特別特定建築物 : 不特定多数の者又は主として高齢者、身体障がい者等が利用する施設のこと

※6 建築物特定施設 : 出入口、廊下、階段、エレベーターなど政令により定めるもの



⑥交通安全特定事業

- ・ バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置（高齢者、障がい等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示の設置 等）
- ・ バリアフリー化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止（違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動 等）

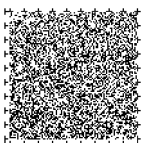
⑦教育啓発特定事業

- ・ 移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業（学校の間を活用した市町村等などによるバリアフリー教室（障がい者当事者によるセミナーや車椅子サポート体験、高齢者疑似体験等）の開催、旅客施設等におけるバリアフリー教室の開催 等）
- ・ 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業（上に掲げる事業を除く。）（障がい当事者を講師とした住民向けバリアフリー講演会やセミナーの開催、公共交通事業者等の従業員を対象とした接遇研修の実施、優先席や車椅子利用者用駐車施設の適正利用に関するポスターの掲示 等）

4-1-2.「その他の事業」の内容

「その他の事業」は、ガイドラインにおいて具体的な種別等はありませんが、福島市バリアフリー基本構想では、主に以下の内容を「その他の事業」に位置付けるものとします。

- 特定旅客施設以外の旅客施設のバリアフリー設備（誘導用ブロック等）の整備
- 生活関連経路を構成する駅前広場、通路等の路面等の改善
- 案内表示板の改善
- 分かりやすいサインを統一的に整備していくためのガイドライン等の作成 等

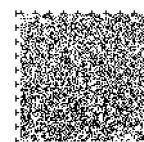


4-2. 中心市街地におけるバリアフリーの整備方針

中心市街地におけるバリアフリー整備は、まち歩き点検およびヒアリングの結果から、以下の2点を基本方針として特定事業等を推進していきます。

- ★ 福島駅周辺を中心に進められた整備の拡充、ネットワークの連続性・案内誘導・維持管理・多様な障がいへの対応等の課題を踏まえた道路・公共交通・交通安全・建築物のバリアフリー整備・改善を図ります。
- ★ 共生社会の推進に向けて高齢者や障がい者等への理解増進のための心のバリアフリーを含むソフト事業の取組を市内全域で推進します。

分類			種別	主な事業方針
道路関係	経路	重点経路	点字ブロック	・点字ブロックの補修・改善・新規設置を検討し、整備を推進する ※管理者による点検を行い、有無・損傷等のほか交差点や主要施設への分岐点等での適切な配置を確認
			歩車道区分	・車いすの通行に必要な歩道空間と平坦性の確保を検討し、整備を推進する ・段差解消とともに歩車道区分を明確化し、視覚や認知に障がいがあっても歩道を認識しやすくする ※フラット・セミフラット歩道で構造や色彩で車道と区別をつけにくい箇所の改善
			路上施設	・歩道内の公共路上施設（電柱、ポラード等）の気づきやすさ、車いす等での通行阻害解消を推進する ※弱視者が認識し辛い色彩・形状（高さ）の改善、歩行動線や通行必要幅を考慮した配置
			凹凸等	・転倒等の危険や円滑な移動の障害となる路面の凹凸解消を推進する ※舗装の劣化損傷、工事復旧跡、街路樹の根上りによる路面の凹凸
	結節点	主要交差点の重点経路	音声案内	・横断歩道音声案内の補修・改善・新規設置を検討し、整備を推進する ※管理者による点検を行い、音声の種類・方向の統一、センサー等の配置・機能適正化
			横断歩道	・横断歩道について移動の障害となる路面標示等の解消を推進する ※舗装の劣化損傷、弱視者が認識し辛い色彩・形状の改善
			信号時間	・安全に横断可能な歩行者青時間確保を推進する ※横断に必要な青時間の点検を行い、十分でない場合は自動車交通処理を踏まえて見直し
施設関係	施設内移動		出入・通路	・施設に面する歩道等からの出入および施設内の主要動線を点字ブロック等による誘導を推進する ※管理者による点検を行い、有無・損傷等のほか、施設を利用しやすい適切な配置を確認
			階段	・主な経路に階段が含まれる場合は、手すりや滑り止め等の整備を推進する ※必要に応じて階段昇降機等の設置や介助の仕組みを検討
			エレベーター	・車いす対応押しボタン、音声案内等の設置を検討し、整備を推進する ※管理者による点検を行い、エレベーターの機種に対応した改善策を検討
			案内誘導	・案内・サインは点字、多言語化、わかりやすい表示を検討し、整備を推進する ※音声案内は施設・設備ごとに設置を検討 ※管理者による点検を行い、主な利用者のニーズを踏まえて検討
	施設設備		案内所等	・案内所等への分かりやすい誘導、多様な障がい等に対応した介助の仕組みを検討し、実施体制の構築を推進する ※施設内移動、教育・啓発と一体的に検討
			待合等	・車いすの待機スペースや優先席の設置等、障がい者等が利用しやすい環境を検討し、整備を推進する ※主な利用者、待合所の広さ等に応じて検討する
			トイレ	・バリアフリートイレの整備、改善を推進する ※視覚障がい、聴覚障がい者の利用も想定して使いやすさと安全性を総合的に検討する
公共交通	鉄道		駅構内	・転落防止柵の設置を検討し、整備を推進する ※福島交通飯坂線曾根田駅（他駅についても事業者による点検を行い、危険な箇所には設置を検討する）
			車両	・使いやすい優先席整備の推進 ※サイクルトレインとの優先スペースの明確化、安全な利用を検討
	バス		バス停	・主要バス停でのデジタルサイネージ（旧バスロケ施設の撤去）導入を検討する ※WEBページで提供しているバスロケ情報の表示を検討 ・簡易待合所（上屋やベンチ）の設置を検討する
			車両	・低床バスの導入を推進する ※人的介助の定期的な学習、訓練、設備の点検
	タクシー		車両	・UDタクシーの導入を推進する



4-2-1.ハード面における特定事業・その他の事業

アンケート調査やまち歩き点検等での市民の意見を踏まえ、特定事業を選定しました。計画的なバリアフリー化を図るため、事業の実施時期（完成目標時期）について、短期・中期・長期の分類で設定しています。

なお、特定事業には現在すでに実施中の事業や、継続的な維持管理を含んでいます。

大規模な改修等を伴う事業は予算確保等の課題から、すぐには実施が困難な場合もありますが、将来的な実現を目指すため、検討の方向性等について記載しています。

【実施時期の凡例】

矢印 ➡ の年度において事業を実施していきます。

短期 : 令和 5 年度（2023 年度）～令和 9 年度（2027 年度）

中期 : 令和 10 年度（2028 年度）～令和 14 年度（2032 年度）

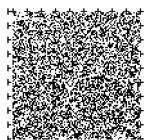
長期 : 令和 15 年度（2033 年度）～令和 19 年度（2037 年度）

継続 : 計画期間および計画期間以降も継続的に実施していきます

維持管理 : 必要時期に応じて点検を実施し適切な維持管理を行います

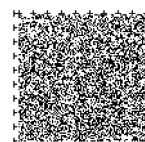
検討 : 実施可能時期について今後検討していきます

協議検討 : 他事業者との協議の上検討していきます



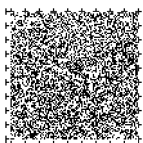
■公共交通特定事業

施策・取り組み名 内 容	対 象	事業者	目 標 時 期						
			短期					中期	長期
			R5	R6	R7	R8	R9	(R10～ R14)	(R15～ R19)
東西出口案内表示の改善 ・2021年お客さまの声を基に階段と床面の案内サインの改良を行いました。今後も多くのお客さまがご利用しやすい場所等を検討します。	JR福島駅	JR東日本							
案内カウンターのバリアフリー整備 ・窓口の高さについて検討します。 (改善までお客様の目線に係員が合わせながら対応します。)									
駅のホームの改善 ・現在は東京圏在来線主要路線の線区単位の330駅758番線へ、2031年度末頃までの整備を目指しており、地方路線については現在のところ未定となっています。									
車両のバリアフリー化 ・低床バスの導入を推進します	市内	各バス事業者							継続
車両のバリアフリー化 ・UDタクシーの導入を推進します		各タクシー事業者							継続

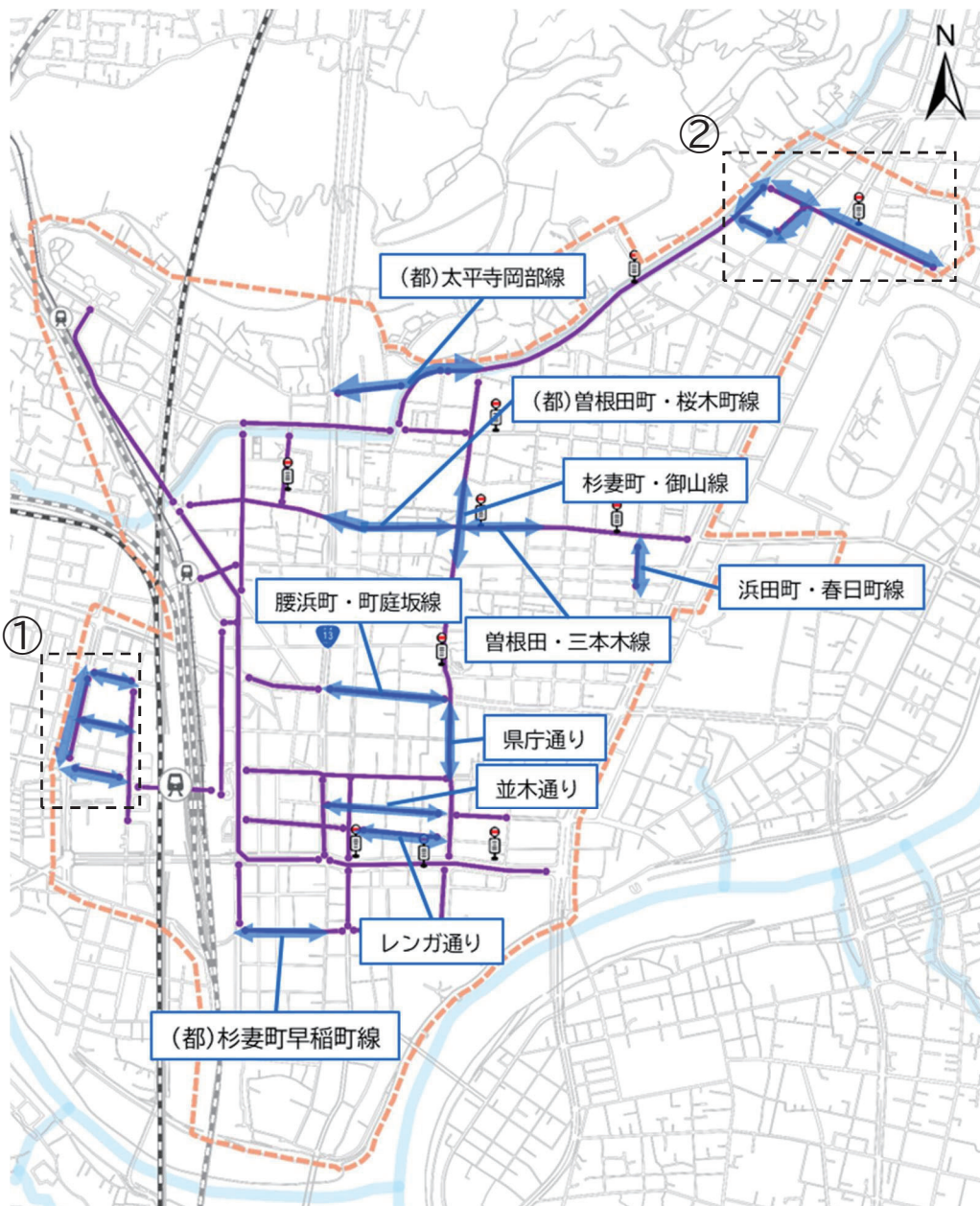


■道路特定事業

施策・取り組み名 内 容	対 象	事業者	目 標 時 期						
			短期				中期	長期	
			R5	R6	R7	R8	R9	(R10～ R14)	(R15～ R19)
歩道の改善 ・視覚障がい者誘導用ブロックを設置します。	杉妻町・御山線 (県庁通り)	福島市 道路保全課	→						
	太平寺・山口線		→						
	三河北町1号線		→						
	三河南町・ 野田町2号線		→						
	太田町5号線		→						
	入江町・桜木町線		→						
	太平寺・山口線		→						
	入江町7号線		→						
	春日町・入江町線		→						
歩道の改善 ・視覚障がい者誘導用ブロックを設置します。	杉妻町・御山線 (県庁通り)	福島市 道路建設課	→						
新設道路のバリアフリー化 ・段差の少ない歩道整備に努めます。 ・視覚障がい者誘導用ブロックを設置します。	(都市計画道路) 太平寺岡部線		→	→					
	(都市計画道路) 曽根田町桜木町線		→	→					
	(都市計画道路) 杉妻町早稲町線		→	→					
	曽根田・三本木線		→	→					
	浜田町・春日町線		→						
	入江町・桜木町線		→						



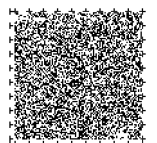
○道路特定事業位置図



① 福島駅西口エリア



② ふくしん夢の音楽堂～

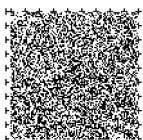


■建築物特定事業

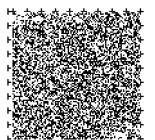
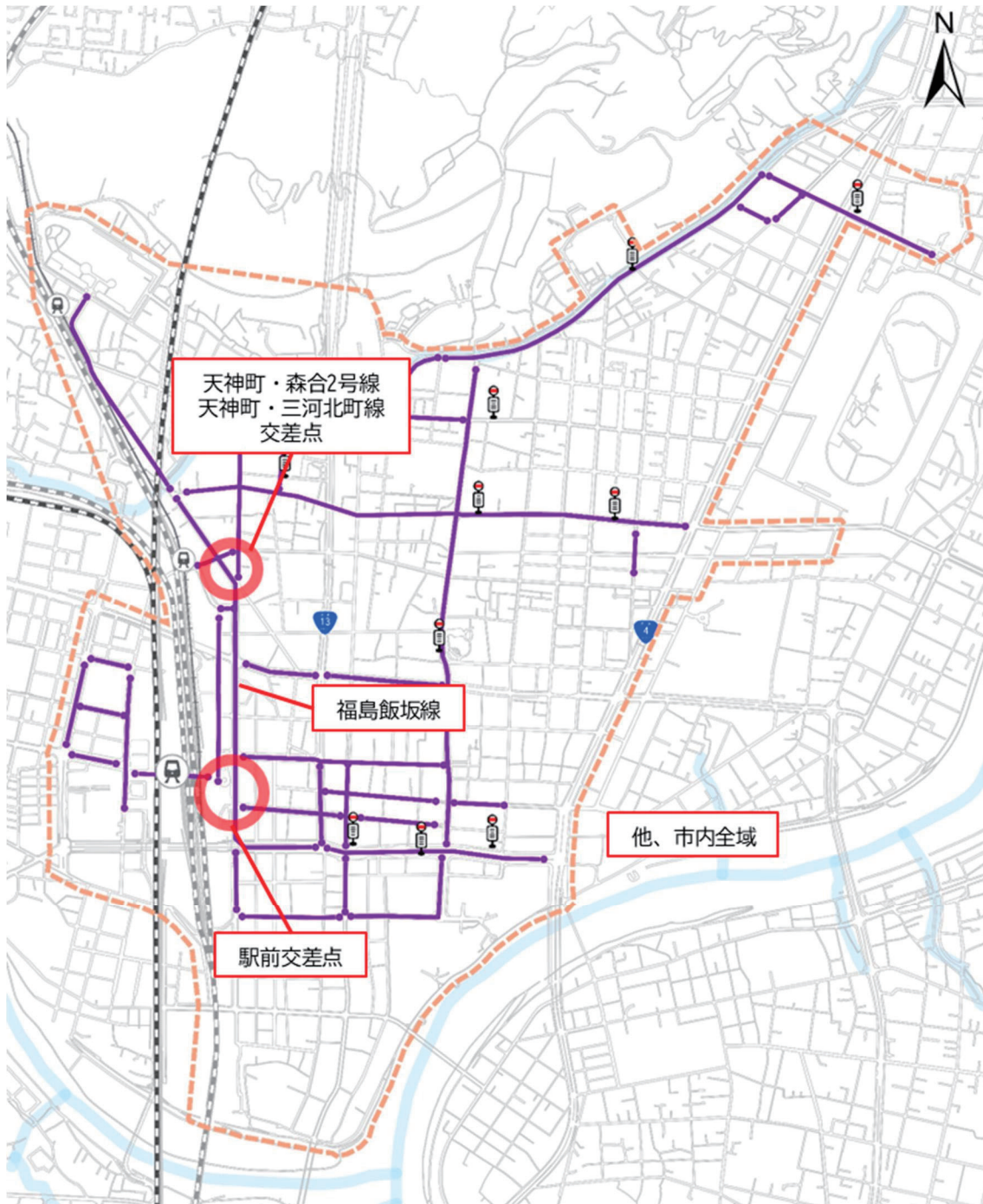
施策・取り組み名		対 象	事業者	目 標 時 期						
内 容				短期					中期	長期
				R5	R6	R7	R8	R9	(R10～R14)	(R15～R19)
多目的トイレの改善事業		MAXふくしま (アオウゼ)	商工業 振興課	検討						
・各スイッチの位置の改善を含め、多目的トイレの改修について検討します。										

■交通安全特定事業

施策・取り組み名 内 容	対 象	事業者	目 標 時 期						
			短期					中期	長期
			R5	R6	R7	R8	R9	(R10～R14)	(R15～R19)
音響式信号機の設置 ・音響信号機の設置を検討します。	天神町・森合2号線 天神町・三河北町線 の交差点	公安委員会	検討						
音響式信号機の点検 ・白杖に反応確認しておりますが、なお定期的な点検を実施します。	福島飯坂線 天神町・三河北町線 の交差点	福島警察署							継続
横断環境の改善 ・車いす・視覚障がい者等に配慮した横断秒数見直しの改善をします。	駅前交差点								
横断環境の改善 ・横断歩道の表示等が劣化している箇所を修繕します。	福島飯坂線								
道路環境の改善 ・月2回守ロードにおいて自転車に対する広報・啓発活動を継続し実施します。	市内								継続
道路環境の改善 ・地域課、駐車監視員と連携し、違法駐車行為の取締りを継続し実施します。									継続
音響式信号機の維持管理 ・音響式信号の定期的な点検・維持管理に努めます。									継続
横断歩道等の維持管理 ・横断歩道の表示等が劣化している箇所を修繕します。									継続
道路における不法占用物の指導 ・道路への不法占用看板・工作物に対する指導を行います。			市内	路政課					

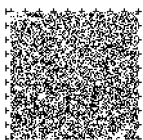


○交通安全特定事業 位置図



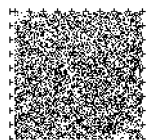
■その他の事業
(公共交通)

施策・取り組み名 内 容	対 象	事業者	目 標 時 期						
			短期				中期	長期	
			R5	R6	R7	R8	R9	(R10～ R14)	(R15～ R19)
乗換案内表示等の改善 ・現在も駅内掲示の理解のしやすさを検討しております。 少ない表示でわかりやすくなるよう努めておりますが、お困りのお客様にはお声がけをするなど対応していきます。	JR福島駅	JR東日本							
転落防止柵の設置 ・駅ホーム福島寄り東側に転落防止柵を設置します。	曾根田駅	福島交通							
駅舎の改善 ・駅舎の出入口扉の点検修理を検討します。									
視覚障がい者誘導用ブロックの設置 ・駅構内の踏切前後に安全対策（誘導ブロックの設置）を検討します。									
バス停への路線図 ・主要バス停である「福島駅東口」や「医大病院」などへの設置を検討します。	市内バス								
視覚障がい者誘導用ブロックの設置 ・視覚障がい者誘導用ブロックの連続的な整備を行います。	福島駅東口	福島市 交通政策課							
視覚障がい者誘導用ブロックの設置検討 ・東西連絡エレベーターまでの視覚障がい者誘導用ブロックの連続的な整備を検討します。（JR福島駅と協議必要）									
トイレの案内表示の改善 ・東口交番の隣のトイレの案内表示の設置について検討します。									
注意喚起表示の改善 ・注意喚起の表示について多言語化やピクトグラムも含め検討します。									
音声案内板の維持管理 ・音量の調整等、定期的な維持管理に努めます。									
バスターミナルの維持管理 ・柱時計・ベンチの点検も含め、定期的な維持管理に努めます。									
路面の改善 ・通路へ滑り止め等の設置を検討します。									

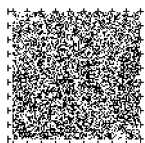


(道路)

施策・取り組み名 内 容	対 象	事業者	目 標 時 期					
			短期			中期	長期	
			R5	R6	R7	R8	R9	(R10～ R14)
歩道の維持補修	県道 福島飯坂線	県北建設 事務所 管理課	→					
・交差点の歩道と車道の段差を軽減します。			→					
歩道の維持補修			→					
・交差点の植栽について剪定等を実施します。								
道路の維持補修							→	
・自転車進入止めの形状の見直しを検討します。								
歩道の維持補修	県道 福島停車場線			→				
・視覚障がい者誘導用ブロックの継続的な整備に努めます。								
歩道空間の改善								→
・駅前通りの花壇の設置範囲の見直しを検討します。								
道路の維持管理	市 内			維持管理				
・視覚障がい者誘導用ブロックの継続的な維持管理に努めます。 ・街路樹の根上がり等による段差解消及び植栽の適切な維持管理に努めます。			→					



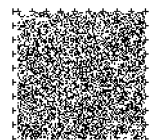
施策・取り組み名 内 容	対 象	事業者	目 標 時 期						
			短期			中期		長期	
			R5	R6	R7	R8	R9	(R10～ R14)	(R15～ R19)
歩道の改善 ・視覚障がい者誘導用ブロックの設置について検討します。	前田・台線	福島市 道路保全課	検討						
	腰浜町・町庭坂線		検討						
	栄町・舟場町線 (並木通り)		検討						
	本町・上町線 (レンガ通り)		検討						
	曾根田・三本木線		検討						
歩道の改善 ・誘導用ブロックの適切な配置への改善について検討します。	天神町・三河北町線		検討						
段差の解消 ・改修時期について検討します。	栄町・上町線		検討						
車止めの改善 ・視認性を確保した車止めの改修時期について検討します。	栄町・曾根田町線		検討						
視覚障がい者誘導用ブロックの修繕 ・バス停からの公共交通利用者のため早期修繕を行います。	曾根田町・御山町線		→						
歩道の維持管理（植栽の剪定について） ・植栽等の適切な維持管理に努めます。	栄町・曾根田町線		維持管理						
歩道の維持管理（根上がり修繕について） ・街路樹の根上がり等による段差解消及び植栽等の適切な維持管理に努めます。	杉妻町・御山線		維持管理						
道路の維持管理 ・視覚障がい者誘導用ブロックの継続的な維持管理に努めます。 ・街路樹の根上がり等による段差解消及び植栽の適切な維持管理に努めます。	市 内		維持管理						
道路の維持管理 ・視覚障がい者誘導用ブロックの継続的な維持管理に努めます。 ・街路樹の根上がり等による段差解消及び植栽の適切な維持管理に努めます。	市 内	福島河川国道 事務所 道路管理課	維持管理						
新設道路のバリアフリー化 ・段差の少ない歩道整備に努めます。 ・視覚障がい者誘導用ブロックの適切な配置に努め設置します。	市 内	福島市 道路建設課							継続



第4章 特定事業・その他の事業

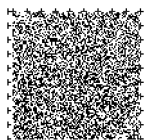
(路外駐車場)

施策・取り組み名 内 容	対 象	事業者	目 標 時 期						
			短期					中期	長期
			R5	R6	R7	R8	R9	(R10～ R14)	(R15～ R19)
身障者用駐車場の案内表示の改善 ・身障者用駐車場の分かりやすい案内表示を検討します。	NCVふくしま アリーナ	福島市 スポーツ 振興課							
身障者用駐車場の改善 ・案内を設け、ドア開放に配慮した身障者用駐車場とします。									



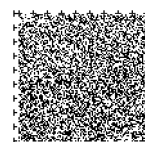
(建築物)

施策・取り組み名 内 容	対 象	事業者	目 標 時 期						
			短期			中期		長期	
			R5	R6	R7	R8	R9	(R10～ R14)	(R15～ R19)
案内表示等の改善 ・案内表示の内容や表示箇所について検討します。	保健福祉センター	福島市 保健総務課	検討						
多目的トイレ案内板改修 ・案内板面を男女兼用表示に改修します。			→						
身障者駐車場の段差解消 ・段差プレートの設置や迂回路表示などで対応します。			→						
施設の維持管理 ・エレベーターの音量を含め施設の定期的な点検に努めます。			維持管理						
視覚障がい者誘導用ブロックの設置 ・身障者用駐車場から施設入口までの状況を確認し、視覚障がい者誘導用ブロックの設置を検討します。			検討						
視覚障がい者誘導用ブロックの設置 ・視覚障がい者誘導用ブロックの視認性を確認し、改善方法を検討します。	NCVふくしま アリーナ	福島市 スポーツ 振興課	検討						
施設内における視覚障がい者誘導ブロックの改善 ・施設内の視覚障がい者誘導用ブロックの状況を確認し、改善方法を検討します。			検討						
新設施設のバリアフリー化 ・様々な世代や障がい、性の多様性にも配慮した誰もが使いやすい施設を建築します。			→						
新設施設のバリアフリー化 ・誰にでもやさしい施設にするため、安全かつ快適に利用できる施設の整備に努めます。	(仮称) 福島駅東口地区 市街地開発施設	市街地再開 発組合	→						
新設施設のバリアフリー化 ・高齢者や障がい者、子育て世代、子どもさらには外国人を含め、すべての人が快適に利用できるようバリアフリーに十分に配慮し、誰にでも優しい施設とします。	(仮称) 福島駅前交流 ・集客拠点施設	福島市 コンベン ション 施設整備課	→						
新設施設のバリアフリー化 ・高齢者や障がい者、子育て世代、外国人などあらゆる方々に配慮したバリアフリーの建築物を建設します。	新しく 建築するもの	施設管理者							継続



(その他)

施策・取り組み名 内 容	対 象	事業者	目 標 時 期					
			短期			中期	長期	
			R5	R6	R7	R8	R9	(R10～R14)
サインガイドラインの作成 ・分かりやすいサイン(ピクトグラム・ひらがな・外国語併記等)のガイドラインを作成します。	市内	福島市 交通政策課	→					
情報のバリアフリー化 ・視覚障がい者、聴覚障がい者、外国の方をはじめ誰にでも情報が伝わるよう、文字や音声を組み合わせた情報案内を検討します。		施設管理者	検討	→	→	→	→	→
出入口階段の改善 ・鼻先を白ペンキで塗装し、視認性を確保します。	とうほう・みんなの文化センター	(公財)福島県文化振興財団	→					
出入口の案内表示の改善 ・出入口付近の分かりやすい案内方法を検討します。	NCVふくしまアリーナ	福島市スポーツ振興課	検討	→				
駐輪場の案内表示の改善 ・駐輪場施設の分かりやすい案内方法を検討します。		福島市スポーツ振興課	検討	→				
映画館の車いす用自動券売機設置 ・自動券売機では、車いす用の席は購入できませんので、有人対応しております。その旨の案内を設置します。 ・自動券売機は民間事業者の所有物なので、民間事業者の理解・協力が必要となります。今後協議検討して参ります。	MAXふくしま(映画館)	福島まちなづくりセンター	協議検討	→				
映画館トイレの点字ブロックの改善 ・明度差の基準と現状がどのくらい乖離しているかを調査し、改善を検討します。		福島まちなづくりセンター	検討	→				
公園等の整備 ・車いすが使いやすい園路の改築や段差解消、また、トイレなどの公園施設をユニバーサルデザインに対応させることで、利用者の安全・安心確保に努めながら、市民との協働による緑化を推進し、安全で快適な都市環境の形成を図ります。	市 内	福島市公園緑地課	→	→	→	→	→	継続



市民センター

市民センターは、敷地内、建物内いずれも床に段差をなくし、また、あらゆる方に分かりやすいサイン・誘導案内や、性の多様性に配慮した誰もが使いやすいトイレなど、ユニバーサルデザインと多様性に対応した施設とします。



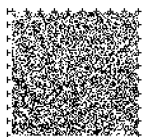
福島駅東口地区第一種市街地再開発事業

令和11年度のグランドオープンを目指し、『にぎわい・文化・つながりが生まれる「たまご」＝FUKUSHIMA EGG＝』をコンセプトに、民間の再開発組合が主体となって建物の設計作業が行われております。

具体的な機能としては、様々な催事が行えるフレキシブル・ホールや市民利用のまちなかりビング、ふくしまの食を楽しめるフードホールなどを予定していますが、誰にでもやさしい施設にするため、安全かつ快適に利用できる施設の整備を進めていきます。



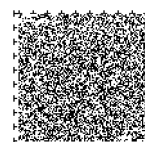
出典：福島駅東口地区第一種市街地再開発事業



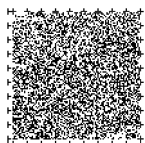
4-2-2. ソフト面における特定事業・その他の事業

■教育啓発特定事業

事業内容	事業者	目標時期							
		短期					中期	長期	
		R5	R6	R7	R8	R9	(R10～R14)	(R15～R19)	
職員の教育・啓発	JR東日本							継続	
・社員教育により障がい者等への理解を増進し、乗降の介助を行います。 ・多様な利用者への適切な対応について、駅社員等への教育や研修を実施します。 ・駅係員にサービス介助士の資格取得を促進、車いす疑似体験、盲導犬講習会 参加などの教育訓練を実施します。									
施設利用者への啓発								継続	
・エレベーターや車いす使用者用のトイレの優先利用に関する定期的な駅構内放送により啓発を実施します。 ・駅や車両利用のマナー・ルール等に関する啓発を継続して実施します。 ・車いす等の利用がある旨、ポスターや無人駅に「声かけ・助け合い」ポスターを掲出し、譲り合い、お客様同士の助け合いを啓発します。 ・エレベーターや車いす使用者用トイレに優先利用の表示を行い、必要な人が使えるよう啓発します。									
利用者への啓発・広報								継続	
・日々の駅放送、車両基地見学、小学校への出前講座、イベント開催時などに乗車マナーの啓発を実施します。									

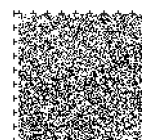


事業内容	事業者	目標時期							
		短期					中期	長期	
		R5	R6	R7	R8	R9	(R10～R14)	(R15～R19)	
職員の教育・啓発	阿武隈急行							継続	
・社員教育により障がい者等への理解を増進し、乗降の介助を行います。									
職員の教育・啓発								継続	
・多様な利用者への適切な対応について、駅社員等への教育や研修を実施します。									
職員の教育・啓発								継続	
・車いす疑似体験などの教育訓練を実施します。									
職員の教育・啓発		検討							
・駅係員にサービス介助士の資格取得について検討します。									
施設利用者への啓発								継続	
・駅や車両利用のマナー・ルール等に関する啓発を継続して実施します。									
施設利用者への啓発		検討							
・車いす等の利用がある旨ポスターや無人駅に「声かけ・助け合い」ポスターを掲出し、譲り合い、お客様同士の助け合いを啓発を検討します。									
利用者への啓発・広報	福島交通 (飯坂電車)	検討							
・日々の駅放送、車両基地見学、小学校への出前講座、イベント開催時などに乗車マナーの啓発を検討します。									
人的対応・接遇		検討							
・筆談用具を設け、筆談用具があることを示す案内表示を設置を検討します。									
職員の教育・啓発								継続	
・社員教育により障がい者等への理解を増進し、乗降の介助を行います。									
職員の教育・啓発								継続	
・多様な利用者への適切な対応について、駅社員等への教育や研修を実施します。									
施設利用者への啓発								継続	
・駅や車両利用のマナー・ルール等に関する啓発を継続して実施します。									
人的対応・接遇								継続	
・筆談用具を設け、筆談用具があることを示す案内表示を設置します。									

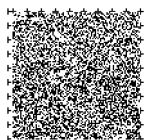


第4章 特定事業・その他の事業

事業内容	事業者	目標時期							
		短期					中期	長期	
		R5	R6	R7	R8	R9	(R10~R14)	(R15~R19)	
職員の教育・啓発	福島交通 (バス)							継続	
・社員教育により障がい者等への理解を増進し、乗降の介助を行います。									
職員の教育・啓発								継続	
・低床バスのスロープについて定期的なメンテナンスを実施します。また、運転手に対するスロープ利用研修を実施します。									
職員の教育・啓発								継続	
・車内での車いすの対応について、お客様によっては固定しないで欲しいとの要望もあるため、その方に合った対応をできるように、引き続き全乗務員に教育を徹底します。									
職員の教育・啓発	(公財)福島県 文化振興財団 (文化センター)								
・ユニバーサルドライバー研修への参加を推進します。									
職員のバリアフリー教育の推進								継続	
・内部研修等により障がい者等への理解を増進し、お声がけ等介助を行います。									
バリアフリー推進事業								継続	
・小学校をはじめとした様々な団体に対し「心のバリアフリー」出前講座を実施し、「心のバリアフリー」の普及・促進を行います。									
心のバリアフリーキャッチフレーズを活用した広報	福島市 共生社会推進課								
・小、中学生から応募いただいたキャッチフレーズを使用し、のぼり旗の作成、チラシやホームページ等の広報媒体に掲載するなど、様々な場面で活用します。									
心のバリアフリー推進PR隊の取組み									
・パートナーの大学の学生等で「心のバリアフリー」推進のためのPR隊を結成し、「心のバリアフリー」を広めるための様々な活動を行います。									
バリアフリー推進パートナーの取組み									
・バリアフリー推進パートナーに登録いただき、福島市の様々な取り組みにご協力いただくほか、様々な取り組みの情報共有・情報提供を行います。									



事業内容	事業者	目標時期						
		短期					中期	長期
		R5	R6	R7	R8	R9	(R10～R14)	(R15～R19)
ヘルプマーク・ヘルプカード等の周知・普及推進	福島市 障がい福祉課							継続
・ヘルプマークや市が独自に作成したヘルプカードの配布を行うとともに、啓発グッズを、配布等により、周知・普及の推進を図ります。	福島市選挙管理 委員会事務局							
いきいきふくしマーケットの開催	福島市 障がい福祉課							継続
・障がいのある方が制作した商品の販売促進の取組みを通じ、障がいのある人となない人との交流の機会を創出し、共生社会実現に向けた「心のバリアフリー」の推進を図ります。								
障がい者週間記念事業を開催								継続
・福祉作品展等の開催を通じて、障がい者の自立と社会参加を推進するとともに、市民の障がい者福祉に対する関心と理解を高めます。								
手話言語条例に基づく取り組み								継続
・一般市民を対象とした手話出前講座を開催や、手話普及啓発パンフレットの作成及び配布などにより、聴覚障がいや手話への理解促進を図ります。								
障がい児交流事業	福島市 障がい福祉課							継続
・障がい児を対象にイベント等を実施し、社会参加促進や交流の機会を創出します。								
パラスポーツを通じた障がい者の社会参加の促進	福島市 スポーツ振興課							継続
・「パラアスリート派遣事業」を実施するとともに「パラ・ニュースポーツ交流大会」を「ポッチャ交流大会」として2回、「ポッチャ市長杯」として1回の開催に拡充して実施します。								
パラスポーツを通じた障がい者への理解増進	福島市 スポーツ振興課 共生社会推進課 障がい福祉課							継続
・ポッチャ競技体験会等を開催することで、障がい者への理解増進を促します。								
農福連携を通じた交流・理解	福島市 農業企画課 障がい福祉課							継続
・関係機関と協力し、農家と障がい者施設のマッチングを支援し、市内の農福連携を推進します。								
外国人生活相談窓口の運営	福島市 定住交流課	→						
・市役所本庁舎内に開設した外国人向けワンストップ型(一元的)生活相談窓口を運営し、外国人の在住支援を行います。								
日本語サポート推進事業	福島市 定住交流課	→						
・児童生徒等への日本語支援体制を拡充し、母語支援員の派遣、親子での放課後教室、地域の日本語教室活用を加え、効果的な支援を選択できる事業として、日本語教育の重層的な支援を行います。								



* 教育啓発特定事業の取組

交流イベントを通じて、障がい者への理解を推進しています

◎福島市ボッチャ交流大会

気軽に楽しめるボッチャを通じて、年齢・性別・障がいのあるなしに関わらず、世代を超えた参加者相互の交流を深めました。



◎いきいき！ふくしマーケット（夏祭り・秋祭り）

障がいのある方が作成した商品の販売を通じて、障がいのある人となしの人との交流の機会を創出し、共生社会実現に向けた「心のバリアフリー」の推進を図ります。



* 教育啓発特定事業の取組

心のバリアフリー推進キャッチフレーズを募集しました

令和4年度10月「心のバリアフリー」強化月間の取組として、心のバリアフリーを推進するキャッチフレーズの募集をし、117作品の応募をいただきました。

【受賞作品】

◇最優秀賞◇

「共生、学びは無限大」

◇優秀賞◇

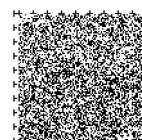
「たがいにたがいの支え愛」

◇特別賞◇

「心のバリア パリーン」

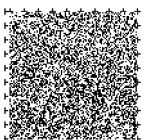
◇審査委員賞◇

「垣根を越えて、未来へ」



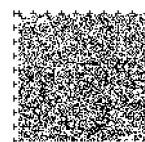
■その他のソフト事業

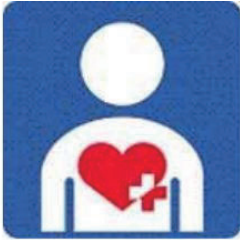
施 策 内 容	事業者	目 標 時 期						
		短期					中期	長期
		R5	R6	R7	R8	R9	(R10～ R14)	(R15～ R19)
バリアフリーマップによる情報発信 ・高齢者や障がい者、外国人などの全ての人が、移動する際や施設利用における利便性や安全性を向上させるための取り組みであり、バリアフリー情報の適切な更新を行い、情報発信を進めていきます。	福島市 交通政策課 共生社会 推進課							継続
市政だより等作成事業 ・市政だより(点字、音声)、ホームページやソーシャルメディアなどによる啓発・広報活動の推進を図ります。	福島市 広聴広報課							継続
自発的活動支援事業 ・障がいのある方やその家族、地域住民による講演会などの開催により、社会的障壁を除去するための啓発活動に要する経費を補助します。	福島市 障がい福祉課							継続
音声コード付文書の作成 ・視覚障がい者のための音声コード付文書の作成に努めます。								継続
福祉タクシー料金助成事業 ・重度心身障がい者の社会参加促進のため、タクシー料金の一部を助成します。								継続
社会参加促進事業 ・障がい者の社会参加を支援するために、手話や点字の講習会や自動車運転免許取得の助成、スポーツや芸術・文化に関する行事の開催を実施します。								継続
情報提供手段の充実 ・手話通訳者設置事業、要約筆記奉仕員支援事業、点字・音声市政だよりや「市政広報テレビ5分番組」の手話通訳の同時放映など、聴覚、言語、音声機能その他障がいの特性に合った情報提供手段の充実を図ります。	福島市 障がい福祉課 広聴広報課							継続
福祉作品展 ・障がい児・者や高齢者が制作した作品の展示を行い、市民の福祉に対する理解向上を図ります。	福島市 障がい福祉課 長寿福祉課							継続
合理的配慮の提供の周知啓発 ・ふくしま市政出前講座において、差別解消法について説明を行い、周知啓発を図ります。	福島市 障がい福祉課							継続
福祉教育の推進 ・障がいのある児童生徒(特別支援学校・特別支援学級)と、障がいのない児童生徒との交流及び共同学習を促進し、相互理解を深めさせるとともに、互いに尊重し合いながら生活していく態度を育みます。	福島市 教育研修課							継続
ふくしま・ふれあい・夢ぶらん事業 ・学校や地域での福祉体験活動を促進し、障がいや障がいのある方への理解を深めます。	福島市 学校教育課							継続



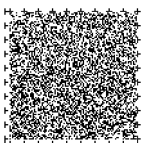
第4章 特定事業・その他の事業

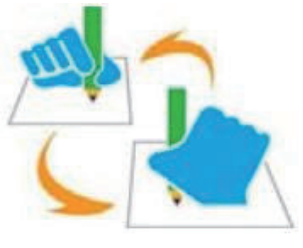
施 策 内 容	事業者	目 標 時 期							
		短期					中期	長期	
		R5	R6	R7	R8	R9	(R10～ R14)	(R15～ R19)	
スポーツ施設の改善	福島市 スポーツ振興課							継続	
・市スポーツ施設のバリアフリー化など施設の整備・充実を図ります。									
パラスポーツの普及啓発								継続	
・スポーツ指導者の養成及びスポーツ団体の育成・支援を行い、障がいのある方がスポーツに親しむ機会を提供するとともに、パラスポーツを応援する機会を創出します。									
生涯学習施設のバリアフリー化の促進	福島市 生涯学習課 図書館							継続	
・障がいのある方が生涯学習施設など(図書館、学習センターなど)をさらに利用しやすくなるよう、施設の整備に努めるとともに、バリアフリー化の促進を図ります。									
学習センター等整備事業								継続	
・図書館、学習センターなどについては、ユニバーサルデザインの視点に立った整備を図ります。									
公共施設の整備	福島市 施設を所管する課							継続	
・公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立ち、整備を図ります。									
多文化共生講座の開催								継続	
・外国人住民と日本人住民がともに参加する防災講座や、民間事業者、市職員等を対象にした「やさしい日本語」等外国人対応研修を行います。	福島市 定住交流課								
多文化理解のためのイベント開催								継続	
・異なる文化・習慣を持つ市民同士が、互いを理解・尊重する心を育むため、外国にルーツを持つ市民等と協力し、文化紹介や交流を行うイベント開催、市民向けの講座等への講師派遣を行います。									



 身体状態や援助の必要を示すマーク		正しい理解 できていますか？
障害者のための 国際シンボルマーク 	身体障害者標識 (身体障害者マーク) 	聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク) 
すべての障がい者の利用への 配慮について、 理解協力をお願いするもの	肢体不自由を理由に、免許に 条件を付されている方が運転 する車を示すもの	聴覚障がいを理由に、免許に 条件を付されている方が 運転する車を示すもの
盲人のための 国際シンボルマーク 	耳マーク 	ほじょ犬マーク 
信号機や書籍等、視覚障がい 者の利用への配慮について 理解協力をお願いするもの	聞こえが不自由なこと、 聴覚障がい者へ配慮した 対応ができること	身体障がい者補助犬法の 啓発のためのマーク
オストメイト 	ハート・プラスマーク 	ヘルプマーク 
排泄機能に障がいのある方、 その配慮されたトイレで あること示すもの	身体内部に障がいがある人や 内部障害への配慮を お願いするもの	外見から分からなくても 援助や配慮を必要としている 人が周囲に知らせるもの

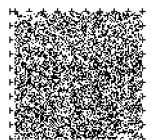
出典：内閣府



 身体状態や援助の必要を示すマーク	正しい理解 できていますか？
手話マーク 	筆談マーク 
「手話で対応をお願いします」や 「手話で対応します」等を 意味するもの	「筆談で対応をお願いします」や 「筆談で対応します」などを 意味するもの

出典：内閣府

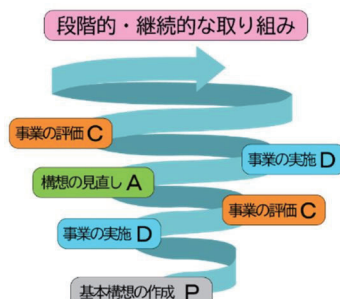
介護マーク 	マタニティマーク 
介護をする方が、 介護中であることを 周囲に理解してもらうためのもの (静岡県)	妊産婦が身に着けることで、 周囲が配慮をしやすいもの 妊産婦に優しい環境づくりを推進するもの (厚生労働省)
あいサポートバッジ 	
「あいサポート運動」 障がい特性を理解し、必要な配慮をする 意欲等を周囲にお知らせするバッジ (社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会)	



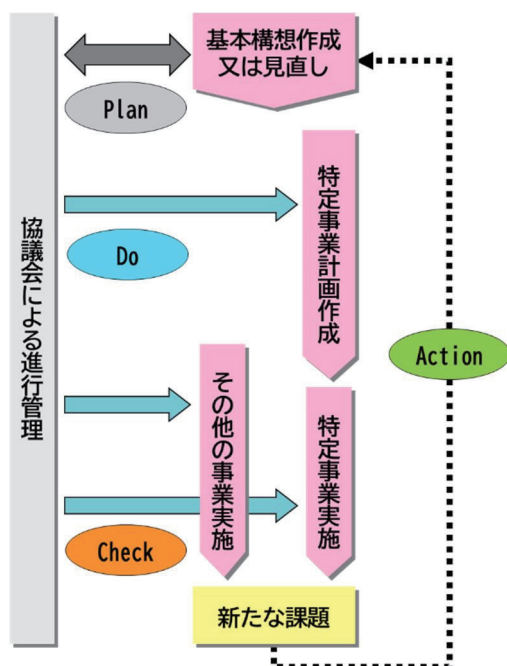
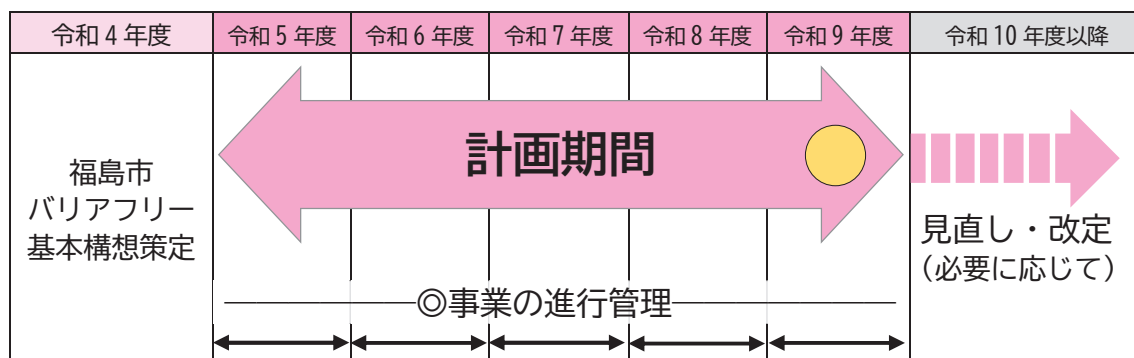
第5章 基本構想の推進に向けて

5-1. 基本構想の推進に向けた取組

バリアフリー基本構想の策定後も事業の実施状況を把握し、事業実施内容と効果の評価をする仕組みの構築や、必要に応じて内容の見直し検討を行うといった、PDCA（計画・実施・評価・改善）サイクルによって、概ね5年を目途に段階的かつ継続的な取組（スパイラルアップ）を図っていきます。

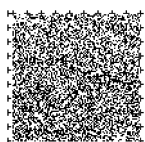


また、5年の計画期間中であっても、新たなバリアフリーの課題等については必要に応じ内容の見直しや改定を行い、取組をさらに促進していきます。



◎福島市バリアフリー基本構想作成時に設置した協議会の体制を活用し、継続的な進行管理を図っていきます。

特定事業の実施により利便性の向上を評価するとともに、新たなバリアフリーの課題について確認を行います。
評価結果を踏まえて、次期計画の見直し方針を検討します。



5-2. 基本構想推進体制の継続

基本構想の実現にむけて、バリアフリー推進パートナー・市民・各種団体・事業者・国・県などと連携し、バリアフリー化に向けたさまざまな取組を推進します。

① 市民や各種団体、事業者などとの連携

様々な課題を整理し、バリアフリー化の方針を示した基本構想の実現に向けて、行政のみならず、市民・高齢者・障がい者各種団体、事業者などとの連携や協力体制を構築します。

また、将来にわたり誰もが暮らしやすいまちづくりをしていくため、子育て世代や学生など若い世代の意見を聞く機会を設け、様々な視点からのバリアフリー化を進めていきます。

② 国や県などとの連携

基本構想に関連する法律の改正や、上位・関連計画との整合を図るため、国や県との連携を推進し、役割分担のもと効果的かつ効率的な取組を実施します。

③ 組織横断的な連携

基本構想の実施に当たっては、担当部局が個別に対応するのではなく、まちづくり、福祉・建築・観光・文化・スポーツの部局の連携を強化しながら一体的なバリアフリー化を組織横断的に展開していきます。

